

愛媛県の 原子力安全行政

愛媛県

目次

第1章 愛媛県の原子力安全行政

1	原子力関係組織	1
2	安全協定の概要	3
3	環境放射線モニタリング	4
	(1) 環境放射線測定	5
	(2) 環境放射能測定	7
	(3) 緊急時モニタリング	8
4	温排水影響調査	9
5	異常通報連絡体制（えひめ方式）	10
6	伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び専門部会	11
7	原子力防災対策	12
	(1) 原子力防災対策の概要	12
	(2) 広域避難計画	13
	(3) 原子力防災訓練	15
8	原子力安全行政に係る広報	17

第2章 伊方発電所の状況

1	伊方発電所の概要	20
2	伊方発電所3号機の運転状況	21
	(1) 新規制基準への対応	21
	(2) 乾式貯蔵施設の設置	30
	(3) 特定重大事故等対処施設の設置	33
3	伊方発電所1、2号機の廃止措置	35

第3章 参考資料

1	原子力安全行政の沿革	37
2	伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定	38
3	伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書	45
4	伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱	51
5	伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領	53
6	電源三法交付金制度	56

1章 愛媛県の原子力安全行政

1 原子力関係組織

原子力安全規制は、国が関係法令に基づき責任を持って一元的に行うこととされており、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として、独立性の高い原子力規制委員会が発足し、平成25年6月には新規規制基準が策定されるなど、規制体制が強化され、厳格な審査・検査が実施されています。

県では、県民の安全確保や環境保全等を図るため、昭和51年3月に県及び伊方町と四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）の間で「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「安全協定」という。）を締結し、原子力発電所の安全に関する総合的な業務や原子力発電に関する広報、原子力防災対策を原子力安全対策課で、環境放射線等の監視や研究、立入調査を原子力センターで、原子力発電所から排出される温排水による影響調査を水産課で実施しています。

現在の県の原子力関係組織は、下図のとおりです。

愛媛県の原子力関係組織図



愛媛県原子力センター

県では、平成22年10月1日に八幡浜市保内町宮内に、愛媛県原子力センターを開設しました。開設まで、愛媛県立衛生環境研究所と愛媛県八幡浜支局で実施してきた環境放射線の常時監視、環境試料の放射能調査、発電所の立入確認等の業務を現地に集約して、より迅速かつ的確な対応体制の整備充実を図りました。



テレメータ

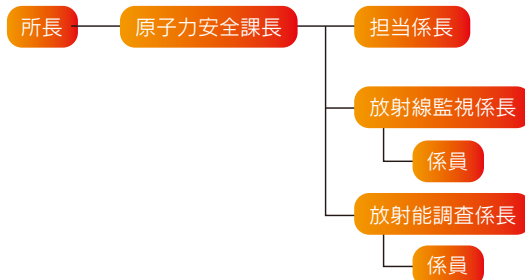


放射能測定

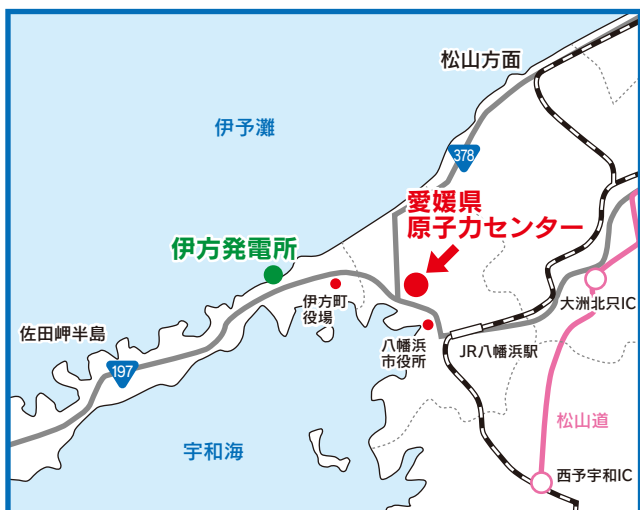
原子力センターの機能・役割

- ・環境放射線のテレメータシステムによる常時監視、可搬型測定器による定期測定
- ・環境試料中に含まれる放射性物質の調査・分析
- ・伊方発電所への立入調査による安全確認・指導
- ・伊方発電所からの排水の水質調査
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・放射性物質の分析方法に関する調査・研究

組織図



位置図



- 所在地：〒796-0202
八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1
- TEL：0894-20-6610
- FAX：0894-36-1150
- メール：genshiryoku-center@pref.ehime.lg.jp
- ホームページ：[愛媛県原子力センター](#)

2 安全協定の概要

県では、原子力発電所周辺住民の安全確保と周辺環境の保全を図るため、1号機の運転開始に先立って昭和51年3月、県及び伊方町並びに四国電力の3者で「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（安全協定）及び「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する確認書」を締結しています。

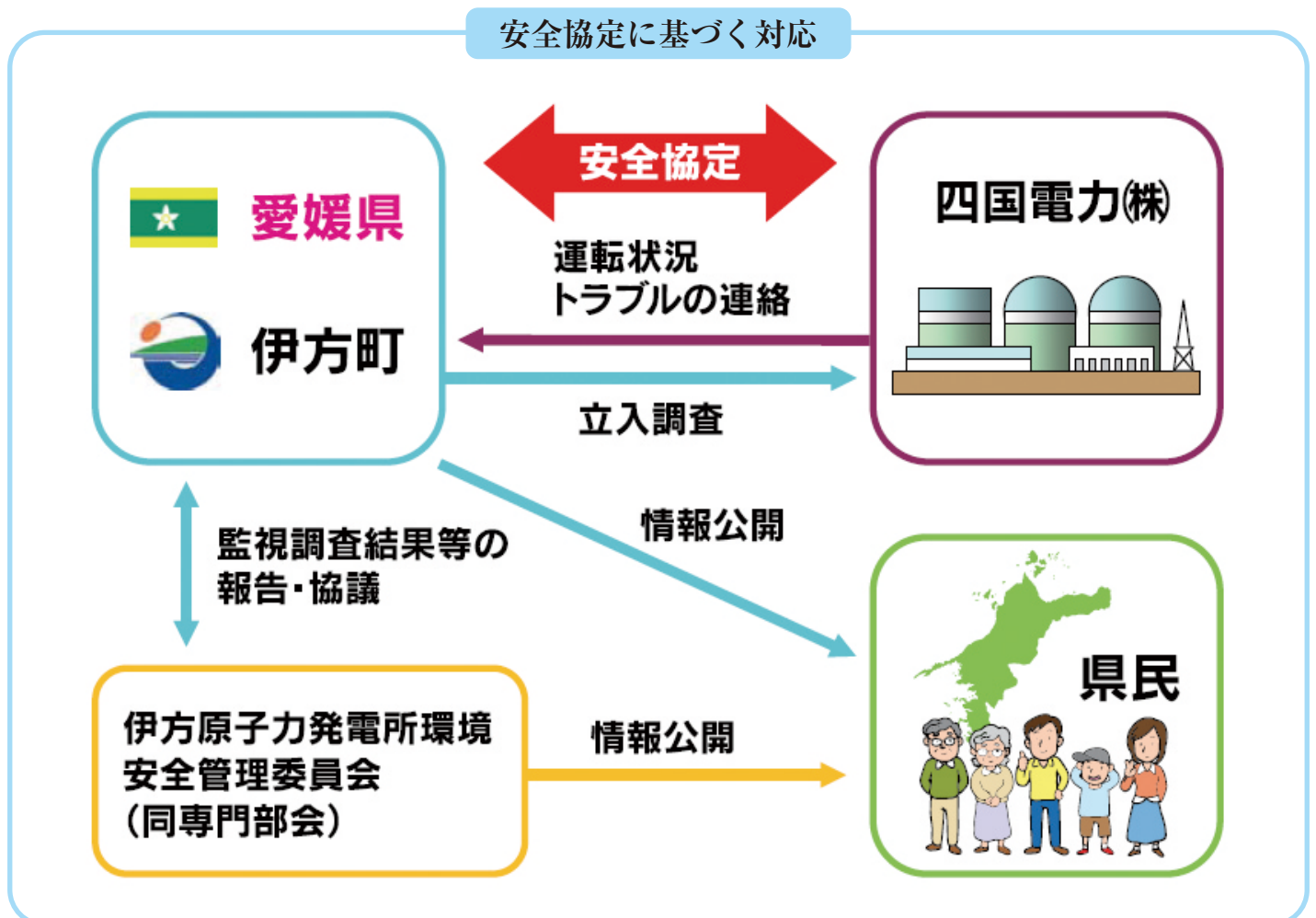
県では、この安全協定に基づき、

- 発電所の主要な施設の設置、変更等に係る事前協議の対応
- 環境放射線等調査及び温排水影響調査の実施、評価
- 伊方発電所の異常に係る通報連絡事象の確認、立入調査
- 放射性廃棄物の保管・管理状況の確認

等について、厳しく監視を行い、対応しています。

また、伊方町の隣接、隣々接である八幡浜市、大洲市、西予市から、四国電力に対して、風評被害への対応を含め、住民の安全確保につながる協定等の締結の要請があり、平成24年9月に「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を締結しています。

この覚書は、主要な施設の設置、変更等の際の手續、異常時の通報・連絡、立入調査への同行、損害賠償などについて規定しており、3市の住民の安全対策や安心の確保につながる内容となっています。



3 環境放射線モニタリング

県では、伊方発電所周辺の環境放射線等の状況を確認するため、1号機運転開始前の昭和50年度から継続して調査を実施しており、空間放射線の測定や魚、野菜、水などの身近にある環境試料の放射能を測定しています。その結果は、伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会で技術的な検討などを行い、四半期ごとにとりまとめ公表しています。また、伊方原子力発電所環境安全管理委員会でも総合評価（年報）を行っています。

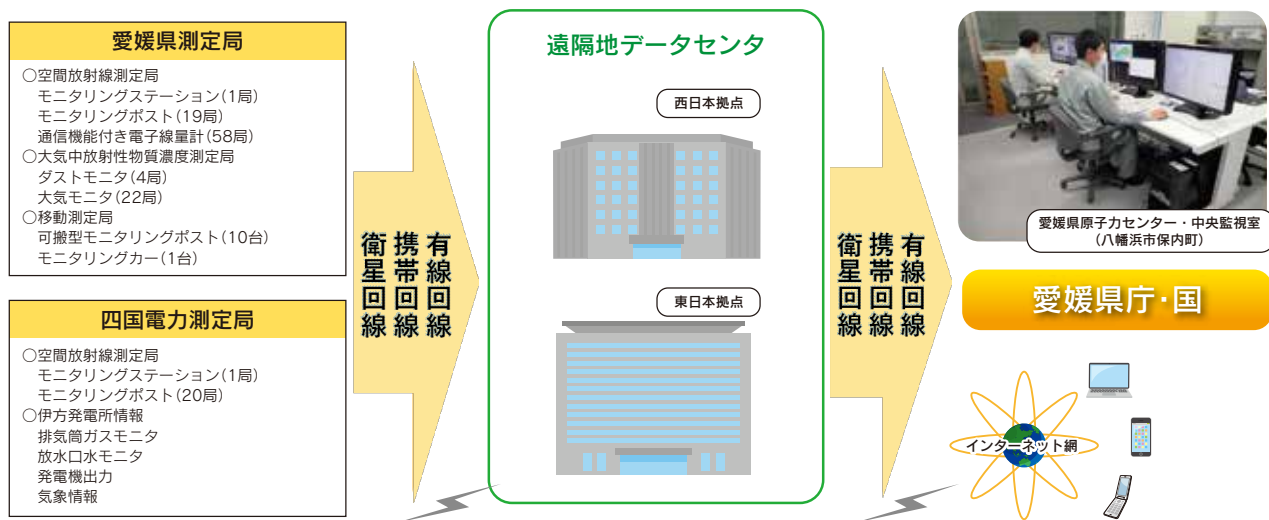
【調査計画見通しの経緯】

- 平成11年9月の東海村ウラン加工施設臨界事故を踏まえ、伊方発電所から5km圏内にモニタリングポスト5局を増設（平成13年4月運用開始）するなど空間放射線監視体制を強化
- 平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故では、発電所から20km～30km圏内も緊急時避難準備区域に指定されたことを踏まえ、伊方発電所からおおむね30km圏内にモニタリングポスト12局を増設する（平成25年4月運用開始）とともに、これを含めた空間放射線調査の強化や環境試料の放射能調査の拡充を図り、平成24年度に事前調査を実施のうえ、平成25年度から調査を開始
- 令和元年度からは、平成30年4月に、原子力規制庁において策定された「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」に準じた調査を開始するとともに、同補足参考資料を踏まえ、伊方発電所からおおむね5km圏内にダストモニタ4台、ヨウ素サンプラ3台を増設（令和3年4月運用開始）

環境放射線監視テレメータシステム

環境放射線監視テレメータシステムにより、モニタリングデータは自動的に収集され、自動通報設定値を超過した場合には直ちに県、伊方町等の監視端末に通知されるとともに、関係機関や関係者への自動電話通報が行われ、直ちに原因調査が行われます。

また、令和3年度の同システムの更新では、大規模災害発生時における県内同時被災リスクを低減するため、従来県内に設置していたサーバを遠隔地データセンタにクラウド化するなど、更なる耐災害性の強化を図っています。

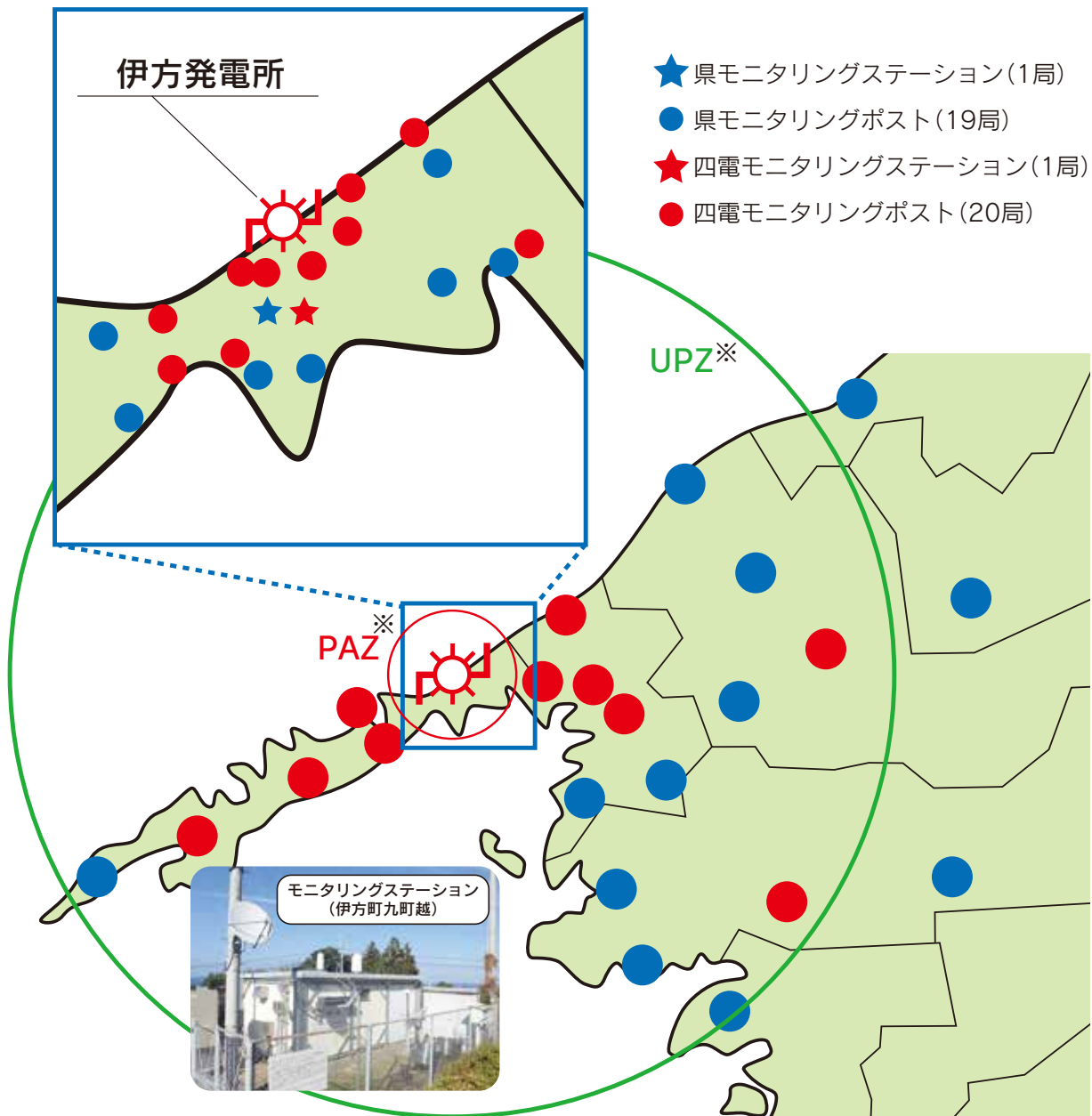


(1) 環境放射線測定

県では、伊方発電所からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出などを目的として、伊方発電所からおおむね30km圏内に、固定観測局（モニタリングステーション1局・モニタリングポスト19局）を設置し、空間放射線等を連続測定しています。

これらの連続測定データは、四国電力の測定データとともに環境放射線監視テレメータシステムにより光回線等を通じて、遠隔地データセンタの各拠点（東日本・西日本）に収集され、原子力センター及び県庁において異常の有無を常時監視しています。

モニタリングステーション及びモニタリングポスト設置状況



※ PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：原子力施設を中心としておおむね半径5km圏の地域（伊方町）

※ UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：原子力施設を中心としておおむね半径30km圏の地域（伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県上関町）

また、周辺住民等の被ばく線量の推定・評価や、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えを目的として、可搬型モニタリングポストやモニタリングカーなどの放射線測定器による定期測定を行っています。

定期測定



サーベイメータ



可搬型モニタリングポスト



モニタリングカー

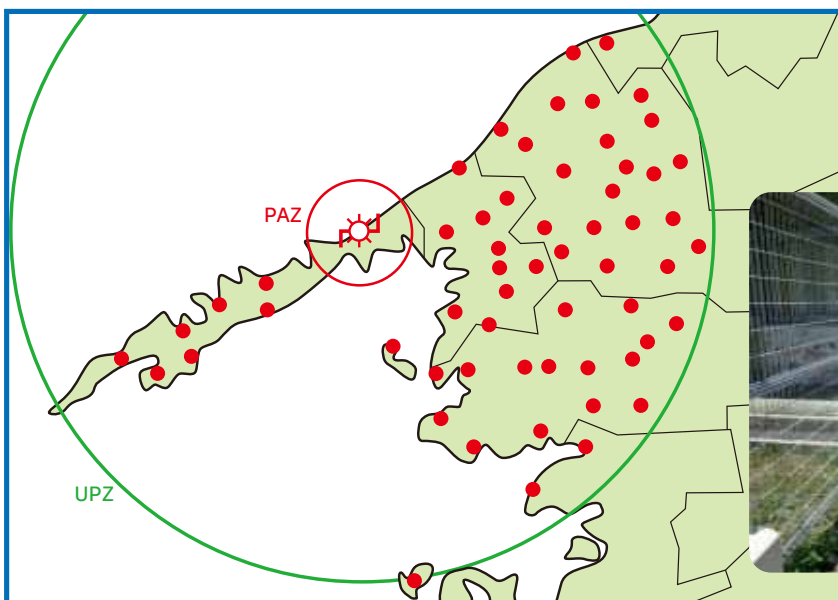


蛍光ガラス線量計

また、緊急防護措置を準備する区域（伊方発電所からおおむね5 km～30 km圏内）における避難等の防護措置を判断するため、通信機能付き電子線量計を58地点に設置しています。

なお、緊急時の運用に際し、設置地点における線量の水準を把握する必要があることから、平常時から測定を行うとともにデータを公表しています。

通信機能付き電子線量計設置状況



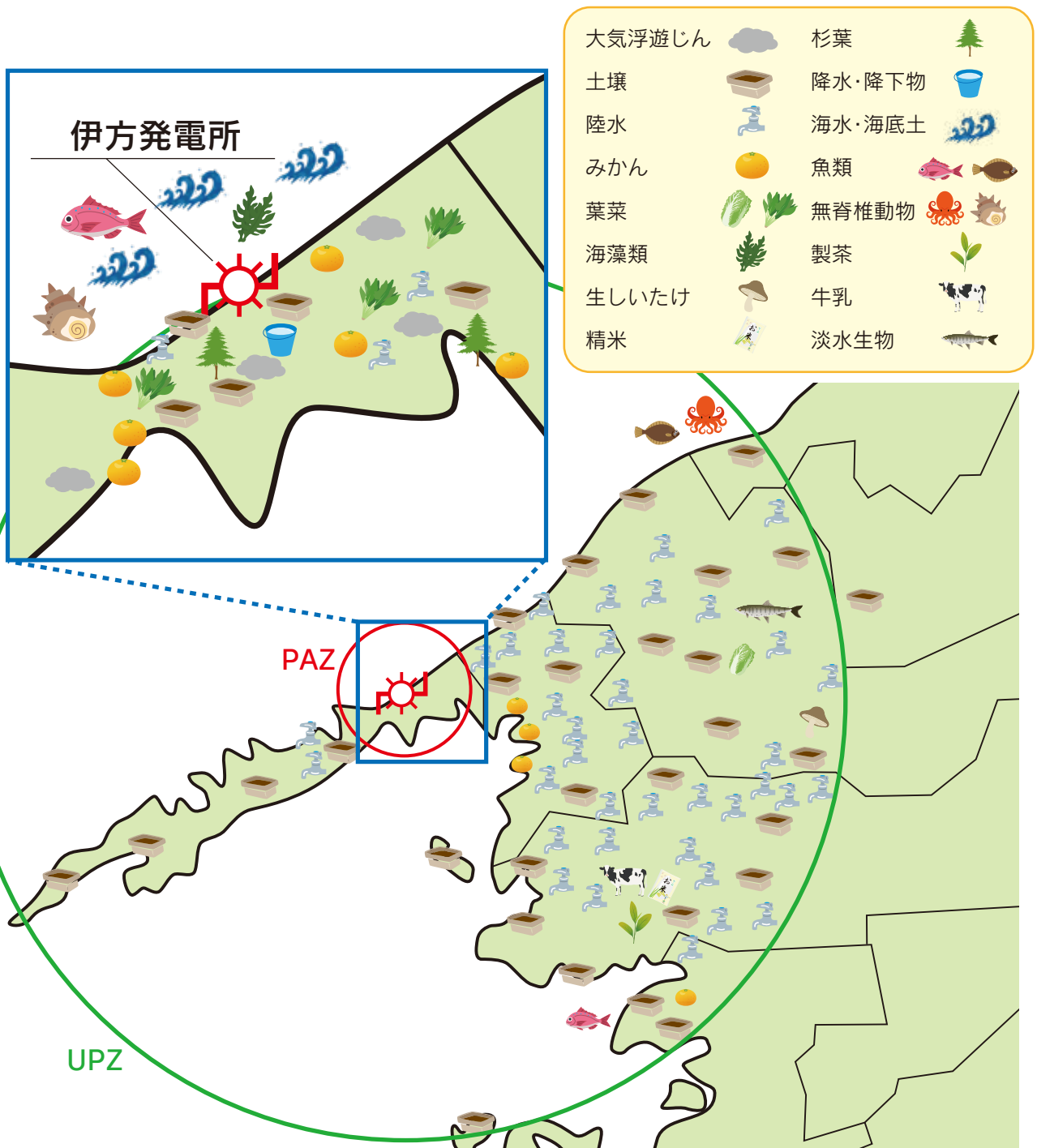
通信機能付き電子線量計
(伊方町二名津)

(2) 環境放射能測定

県では、伊方発電所周辺で大気や土壌などの環境試料や飲食物を採取し、その中に含まれる放射性物質を分析し、伊方発電所からの影響がないか確認するとともに、環境における放射性物質の蓄積状況を調査しています。

採取する環境試料や飲食物は、採取地点を伊方発電所からの方向や距離を考慮するとともに、被ばく線量評価上重要な飲食物を国が示す食品の摂取モデルを参考に選定しています。また、放射性物質の蓄積状況を把握するため、発電所周辺の土壌や海底土を採取しています。

環境試料採取地点



(3) 緊急時モニタリング

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、平成25年6月に国の原子力災害対策指針が改訂され、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法が具体化されるとともに、緊急時モニタリングの実施主体は、従来の「県」から「国」に変更されました。

県では、原子力災害対策指針の改訂を踏まえ、当県における緊急時モニタリングの体制や運用方法を定めた「愛媛県緊急時モニタリング計画」を作成し、平成27年3月に開催した伊方原子力発電所環境安全管理委員会です承され、同月策定しました。

平成27年度には、伊方発電所からおおむね30km圏内に、避難等防護措置の判断に用いる測定局の拡充を目的として、通信機能付き電子線量計58局を、平成29年度には、同じ圏内に、放射性プルームなどによる大気中の放射性物質濃度の測定に用いる測定局の拡充を目的として、大気モニタ22台及びヨウ素サンプラ7台を整備しています。

平成31年4月には、緊急時モニタリングの分析拠点である原子力センターが複合災害等のため、万が一使用できなくなる場合に備え、愛媛県立衛生環境研究所を緊急時における第二活動拠点に位置付けるなど緊急時モニタリング体制の更なる強化に努めています。

また、緊急時モニタリング要員の習熟を図るため、国、県、重点市町、南予水道企業団並びに四国電力及び協力会社の職員が、毎年、緊急時モニタリング訓練を実施しています。

緊急時モニタリングに関する訓練風景(毎年実施)



右：大気モニタ
左：ヨウ素サンプラ
(愛媛県原子力センター)

大気モニタ・ヨウ素サンプラ



衛生環境研究所 (第二活動拠点)



4 温排水影響調査

伊方発電所では、海水を発電用冷却水として利用しています。冷却水として利用された海水は放水口から海へ放出されますが、取水時に比べて水温が上昇しているため、一般に温排水と呼ばれています。

県では、伊方発電所からの温排水が、周辺の漁場や漁業に与える影響の有無を調査しています。

その結果は、伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会で技術的な検討などを行い、半期ごとに取りまとめ公表しています。また、伊方原子力発電所環境安全管理委員会でも総合評価（年報）を行っています。これまでに温排水が漁場環境に影響を及ぼすと考えられるような結果は認められていません。

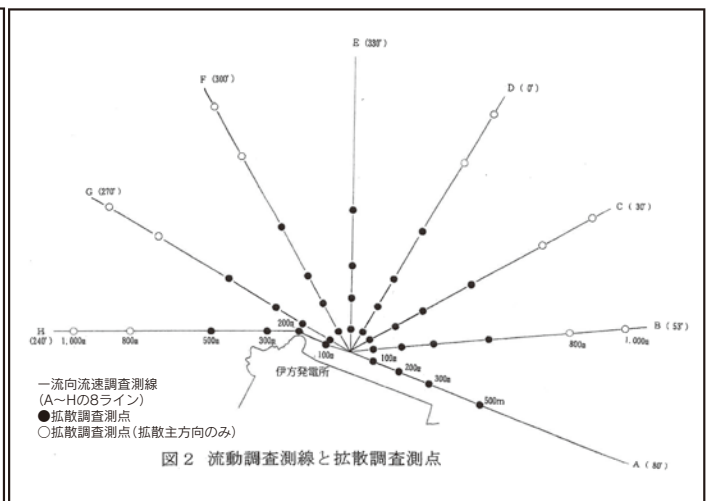
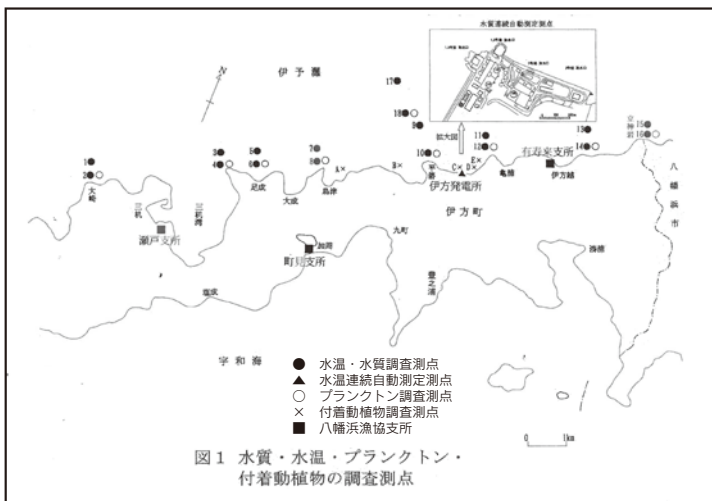
調査項目	調査内容
水質調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ pH (水素イオン濃度) ・ COD (化学的酸素要求量) ・ 塩分 ・ 透明度
水温調査	—
流動調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流向 ・ 流速
プランクトン調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沈殿量 ・ 動植物の割合
付着動植物調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 ・ 量
漁業実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業別・魚種別・漁場別 ・ 漁獲量 ・ 出漁状況
拡散調査	温度分布

愛媛県栽培資源研究所調査船「ゆり」



本調査のうち、愛媛県実施分については、平成21年10月から電源立地地域対策交付金にて実施しています。

温排水影響調査地点



5 異常通報連絡体制（えひめ方式）

県では、平成11年12月に安全協定の確認書を改定し、正常状態以外のすべての事態を四国電力が県へ速やかに通報し、通報を受けた県が報道機関への説明及びホームページ掲載等により公表する「えひめ方式」の運用を開始し、適時、的確な情報提供に努めています。

公表に際しては、平成13年4月から「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づき、区分に応じて公表することとしています。

これは、四国電力に対し、信頼関係を構築する上で、隠し事をしないということを求めているものであり、「報告遅れは信頼に亀裂が入り、隠ぺいは信頼を粉々にする」という認識を現場に徹底することを要請しているものです。

県では、通報連絡のあったすべての異常について、従業員の負傷等を除き、環境放射線監視テレメータシステムによる周辺環境放射線の確認結果や立入調査結果と併せて異常の内容を公表するとともに、設備等の異常については、四国電力に対して原因と対策の報告書の提出を求め、設備の補修、作業要領書への注意書きの明記、作業員への教育訓練の徹底等、その改善状況や再発防止策を確認することはもちろん、同種の設備にも対策を求めるなど踏み込んだ予防対策等を指導しており、伊方発電所の情報公開及び安全確保に努めています。

異常通報の区分と公表のタイミング

区分	内 容	公表タイミング
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 (放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象等) ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 (大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生等) ○その他特に重要と認められる事態	直ちに公表
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態	通報連絡後48時間以内に公表
C	○区分A, B以外の事項	毎月10日に前月分を公表
PP	○核物質防護に影響がある事態	公表可能な段階で速やかに

※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。

- ・特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合
- ・特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合等

6 伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び専門部会

この委員会は、伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱に基づき、原子力に関する技術的な専門家、各種団体の代表者及び地元代表者等31名から構成され、環境放射線等の調査結果及び調査計画や伊方発電所の主要な施設の設置、変更等に係る安全対策などを審議しています。

また、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、原子力安全や緊急時モニタリングなど、議論の専門性が高まっていることから、平成25年1月18日に設置要綱を改正し、技術的事項を審議するために同委員会の下に設置していた技術専門部会を「環境専門部会」と「原子力安全専門部会」とし、組織の強化を図っています。



主な議題(毎年)

- ・伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画及び結果
- ・伊方原子力発電所温排水影響調査計画及び結果
- ・伊方発電所異常時通報連絡状況(報告)

近年の議題

- ・伊方3号機の新規制基準への適合状況等について
- ・乾式貯蔵施設の設置について
- ・伊方発電所1・2号機の廃止措置計画について
- ・令和2年1月に発生した連続トラブルへの対応について
- ・令和3年7月に発覚した保安規定違反への対応について

なお、この委員会の実務処理機関として、安全協定を締結している県及び伊方町と四国電力の職員で構成する「伊方原子力発電所環境調査技術連絡会」を設け、環境調査結果の取りまとめ等を行っています。

7 原子力防災対策

(1) 原子力防災対策の概要

原子力防災については、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国の原子力災害対策指針の制定・改正が進められるなど、対策の強化が図られました。

県では、国の原子力災害対策指針の制定・改正等を受け、原子力災害対策について定めた「県地域防災計画（原子力災害対策編）」を修正し、重点区域を拡大するとともに、万が一の事故の際にも各市町の枠組みを超えた重点区域外への広域的な避難等の応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう「県広域避難計画」を策定するなど、県民を原子力災害から守るための対策を進めています。

また、平成27年10月に、関係府省庁や県、山口県、大分県、UPZ内の5市3町を構成員とする伊方地域原子力防災協議会において、避難計画を含む伊方地域の緊急時の対応が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認し、内閣総理大臣を議長とし、全閣僚、原子力規制委員会委員長等で構成する原子力防災会議で了承されています。

さらに、策定した計画等については、県原子力防災訓練や国と合同の原子力総合防災訓練の実施・検証を積み重ねるなどして、実効性向上に努めています。

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、県地域防災計画修正の大きな柱

- 原子力災害対策重点区域の設定
 - ・ 10km圏（EPZ）から、30km圏（PAZ、UPZ）に範囲を拡大
- 原子力災害対策重点区域拡大に伴う地域の防災体制の強化
 - ・ 通信連絡体制、防災資機材の拡充
- 広域避難への対応
 - ・ 市町の枠組みを超えた避難計画作成及び広域避難や長期化への対応
- 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施
 - ・ 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施
（緊急時活動レベル（EAL）及び緊急事態区分の設定）
 - ・ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施
（運用上の介入レベル（OIL）の設定）
- 緊急時モニタリング体制の整備及び実施
 - ・ 緊急時モニタリングセンターの体制準備、要員・資機材動員計画及び緊急時モニタリング計画等の作成
- 原子力災害医療体制の整備及び実施
 - ・ 安定ヨウ素剤のPAZ内への事前配布、服用指示及び服用の方法等
- 放射能影響予測システム（SPEEDI）の緊急時利用の廃止
- 冷却告示を受けた施設の原子力災害対策重点区域の設定（1・2号機）

(2) 広域避難計画

県では、万が一、伊方発電所において、原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合に備え、市町の枠組みを越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、避難先や避難経路、避難手段などの基本フレームを定めた愛媛県広域避難計画を策定しています。

また、伊方発電所からおおむね30km圏内の市町においては、避難方法等をさらに具体化した「避難行動計画」を作成しています。

1 計画の前提

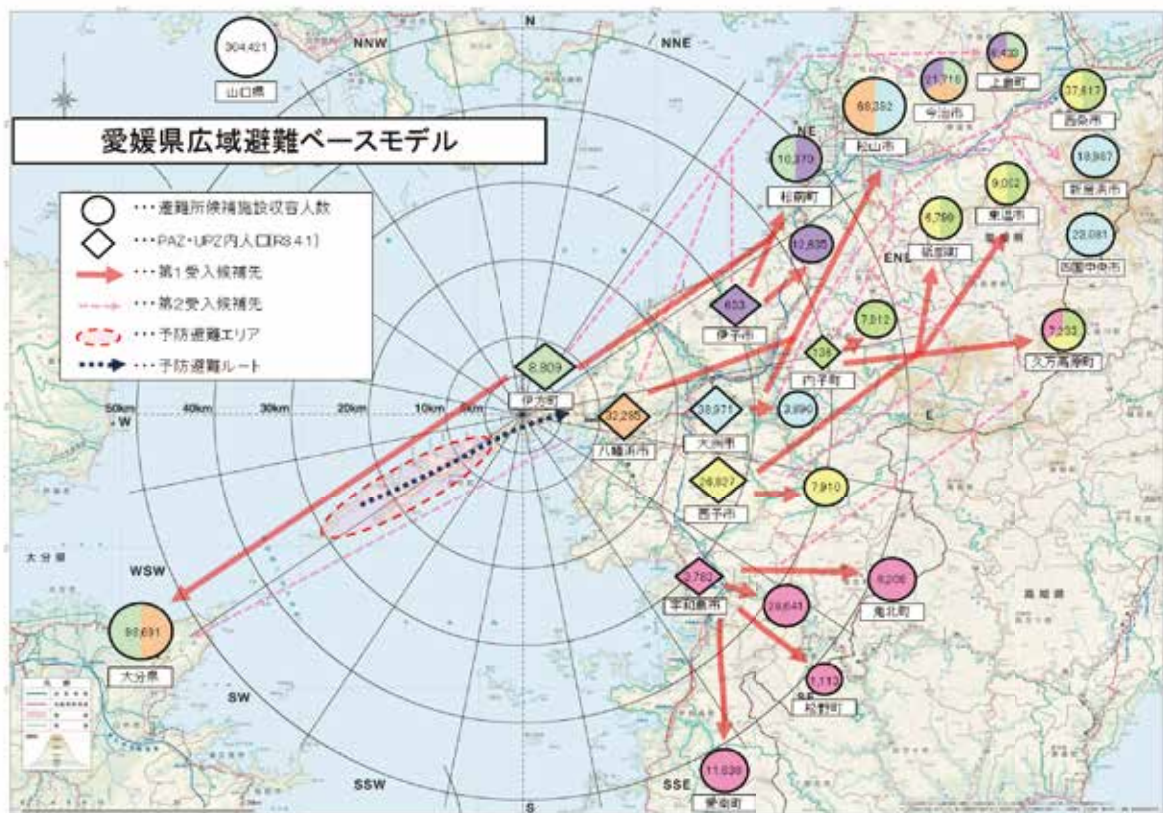
(1) 避難計画対象地域：原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）内の地域※

※伊方発電所からおおむね30km圏内の地域

(2) 避難受入候補地域：県内（UPZ外）及び近隣県（山口県、大分県※）

※通報連絡及び避難者の受入れ等に係る確認書を取り交わしている近隣県

2 広域避難ベースモデル



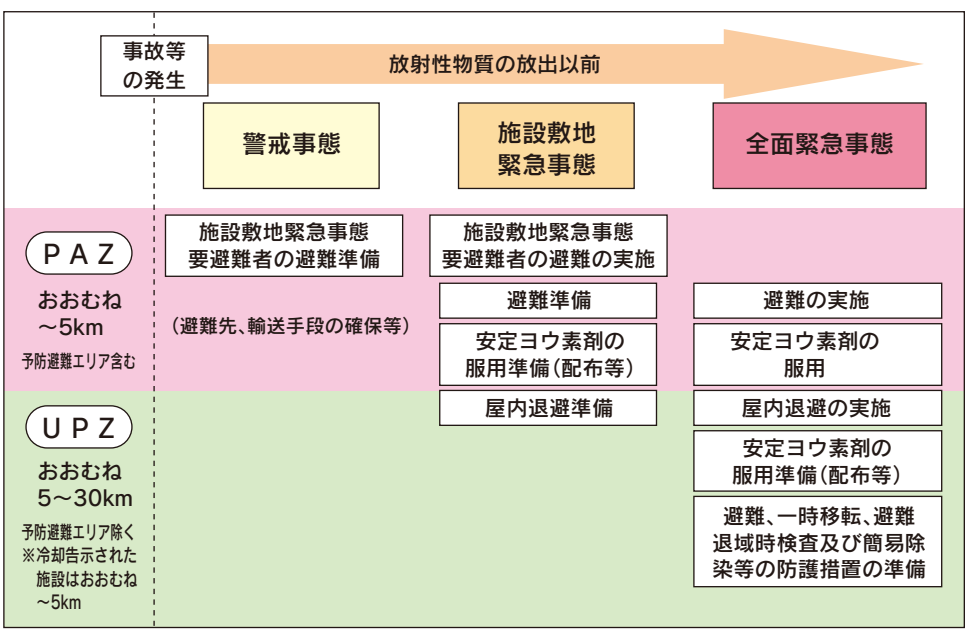
3 避難対象地域人口及び避難先候補施設

令和3年4月1日現在

区分	市町名	人口	県	施設数	収容可能人数
PAZ	伊方町	4,763	愛媛県	797	291,775
UPZ	伊方町※、八幡浜市、大洲市、	106,681	山口県	808	304,421
	西予市、宇和島市、伊予市、		大分県	259	98,691
	内子町		計	1,864	694,887
	計	111,444			

※ 予防避難エリア（PAZに準じた防護措置を準備する区域）：PAZ以西の佐田岬半島地域（伊方町）

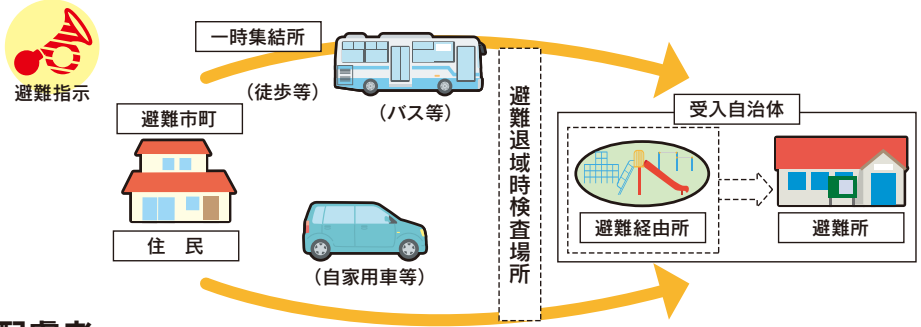
4 避難等指示の基本的考え方



5 住民の避難体制

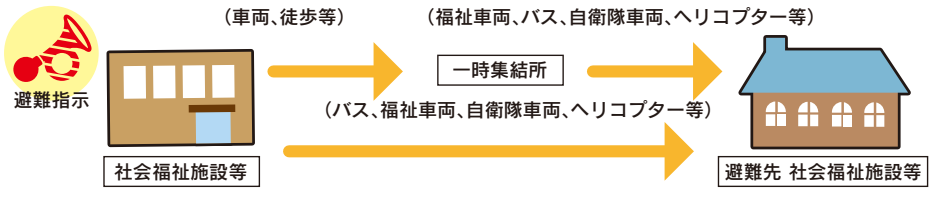
陸・海・空あらゆる避難手段を用いて迅速に避難

(1) 一般住民

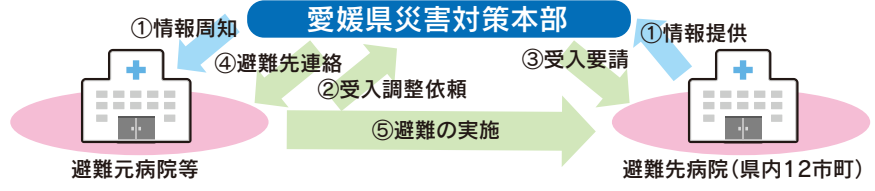


(2) 要配慮者

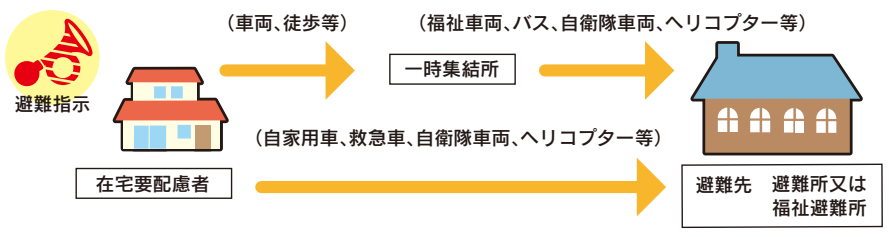
1. 社会福祉施設等入所者



2. 病院等入所者



3. 在宅要配慮者



(3) 原子力防災訓練

県では、緊急時通信連絡や住民避難・誘導、緊急時モニタリング、災害広報、原子力災害医療活動などを内容とする県原子力防災訓練を国や関係市町等と連携のもと実施し、県地域防災計画等に定める応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう取り組んでいます。



住民避難・誘導訓練



要配慮者避難訓練



緊急時モニタリング訓練



オフサイトセンター運営訓練



避難退域時検査



ドローン実証実験

愛媛県オフサイトセンター

万が一の原子力災害時には、地域住民の安全確保に必要な避難等防護対策の指示伝達や正確な情報提供など、様々な応急対策が必要であり、国、県、市町、原子力事業者などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一体となって、対策に当たることが重要です。こうした原子力災害時における拠点となる施設が「緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）」です。

愛媛県オフサイトセンターは、原子力災害対策特別措置法に基づき、平成13年8月10日に緊急事態応急対策等拠点施設として指定されました。その後平成27年8月3日に伊方町から西予市に移転し現在に至っています。

オフサイトセンター



原子力災害合同対策協議会



オフサイトセンターの機能・役割

- (1) 原子力災害合同対策協議会の開催
 応急対策に係る関係機関との情報共有や業務調整のほか、緊急事態対応方針の決定等が行われます。
- (2) 機能班の設置
 国(内閣府、原子力規制庁等)、県、30km圏内の山口県及び各市町、実動機関(自衛隊、海上保安部等)、四国電力等の職員が、8つの班(総括班、広報班、運営支援班、医療班、放射線班、プラントチーム、実動対処班、住民安全班)に分かれて、各班での活動を実施します。



- 所在地：〒797-0015
 西予市宇和町卯之町5丁目175番地3
- TEL：0894-62-1686(原子力防災専門官事務室)
 0894-23-2215(伊方原子力規制事務所)

8 原子力安全行政に係る広報

県では、伊方発電所周辺地域の環境保全等に関する知識の普及・啓発や発電所周辺の環境放射線状況及び発電所の運転状況等をお知らせするなど、広報事業を実施しています。

愛媛県原子力情報ホームページ (http://www.ensc.jp/)

県では、「愛媛県原子力情報ホームページ」として原子力安全行政に関する様々な情報を公開しています。環境放射線のリアルタイムデータ表示や伊方発電所からの異常通報内容、伊方原子力発電所環境安全管理委員会の資料や議事録など様々な情報を知ることができます。



http://www.ensc.jp/

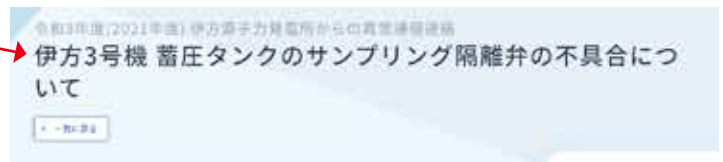
トップページ



放射線モニタリングマップ



伊方発電所からの異常時通報連絡



愛媛県原子力情報アプリ

愛媛県原子力情報ホームページで公開している伊方発電所周辺、県内広域及び周辺県の環境放射線の測定データや伊方発電所の異常通報連絡等について、より手軽にどこでも情報入手できるようにするため、スマートフォン用アプリを製作し、平成25年5月24日より公開しています。

(1) アプリの機能について

- 県内104か所及び周辺6県（広島、山口、香川、徳島、高知、大分）29か所のモニタリングポスト等で測定している環境放射線データをリアルタイムに表示
- GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングポストを抽出
- 原子力関係の県からのお知らせや伊方発電所の異常通報連絡の状況等の表示
- 放射線に関する基礎知識等の学習機能
- 原子力クイズ機能

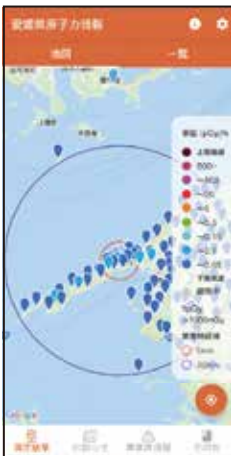
(2) 取得方法

スマートフォン用アプリ配信サイト（AppStore 及び Google Play）を通じて取得（無料頒布）配信サイトにおいて「愛媛県 原子力」で検索

(3) 対応機種

iPhone (iOS9.0 以上) 及び Android (Android4.4 以上)

①マップ上での表示



②測定結果の詳細画面



③愛媛県からのお知らせ



④クイズ機能



⑤学習機能



【参考】

アプリについては、下記QRコードからダウンロード可能



(iPhone、Android 共通)



○ 身の回りの放射線測定体験教室

県では、毎年、愛媛県総合科学博物館などで、小学4年生から高校生及びその保護者を対象とした親子で学べる「身の回りの放射線測定体験教室」を開催しています。普段は目に見えない放射線の飛跡が見える簡単な装置（霧箱）の作製や、会場内の様々な場所での環境放射線測定などにより、放射線について楽しく学びます。



霧箱の作成



環境放射線の測定

○ 公益財団法人 伊方原子力広報センター

伊方原子力広報センターは、県、伊方町及び四国電力の出捐により昭和58年4月に設立され、原子力発電とともに歩む地域社会の姿を通して、原子力発電の正しい理解を深めることを目的としています。

主な事業

- ◇愛媛県伊方原子力広報センター展示ホールの管理運営
- ◇各種広報資料の作成、配布
- ◇新聞等による原子力広報
- ◇原子力啓発に係る催しの実施
- ◇インターネット等による情報発信、収集 など



館内の様子



- 開館：午前9時～午後4時（祝祭日及び12月29日～1月3日は休館）
- 所在地：〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1995番地1 伊方町民会館1・2F
- TEL：0894-38-2036 ●FAX：0894-38-2026 ●メール dr-sada@mb.pikara.ne.jp

2章 伊方発電所の状況

第2章 伊方発電所の状況

1 伊方発電所の概要

伊方発電所では、1号機が昭和52年9月に営業運転を開始して以来、2号機が昭和57年3月、3号機が平成6年12月にそれぞれ営業運転を開始しています。

その後、1号機が平成28年5月に、2号機が平成30年5月に運転を終了し、1号機は平成29年9月から、2号機は令和3年1月から、廃止措置作業が開始されています。

また、3号機は、平成27年7月に、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として、国において新たに策定された新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可を受け、平成28年8月に再起動しています。

伊方発電所の状況

		1号機	2号機	3号機
定格電気出力		56万6千キロワット	同左	89万キロワット
送電電圧、回線数		18万7千ボルト、4回線		50万ボルト、2回線
原子炉	型式	加圧水型軽水炉(2ループ)	同左	同左(3ループ)
燃料	種類	低濃縮二酸化ウラン		低濃縮二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物
	全ウラン装荷量	約49トン	同左	約74トン
	集合体数	121体	同左	157体
復水器 冷却海水	方式	深層取水・水中放流方式		
	冷却海水量	約38m ³ /秒	同左	約65m ³ /秒
海水淡水化装置		プレート式多重効用型、1000トン/日×2基		逆浸透膜法、1000トン/日×2基
主要経緯	原子炉設置(変更)許可	昭和47年11月	昭和52年3月	昭和61年5月
	建設工事開始	昭和48年6月	昭和53年2月	昭和61年11月
	初臨界	昭和52年1月	昭和56年7月	平成6年2月
	運転開始	昭和52年9月30日	昭和57年3月19日	平成6年12月15日
	運転終了	平成28年5月10日	平成30年5月23日	—
	廃止措置計画認可	平成29年6月28日	令和2年10月7日	—
	廃止措置作業開始	平成29年9月12日	令和3年1月7日	—
	新規制基準への適合性に 係る原子炉設置変更許可	—	—	平成27年7月15日
再起動	—	—	平成28年8月15日	

所在地：愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3
敷地面積：約86万m²（甲子園球場の約20倍、うち15万m²は海面埋立）

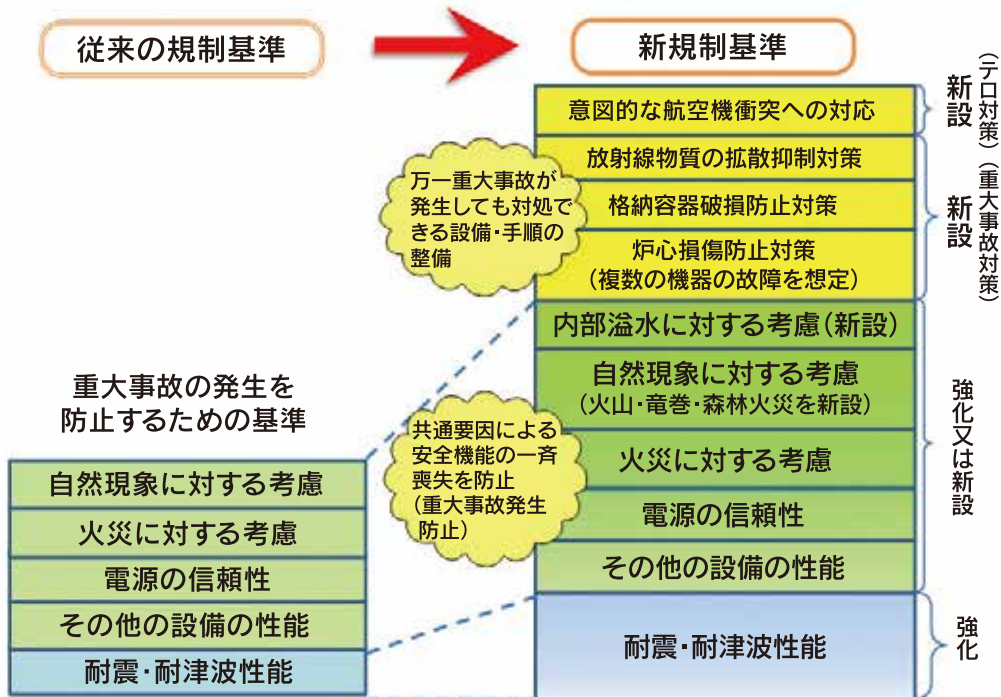
2 伊方発電所3号機の運転状況

(1) 新規規制基準への対応

平成23年3月、東北地方太平洋沖地震に伴う大津波が東京電力福島第一原子力発電所を襲い、放射性物質が大量漏えいする事故が発生しました。事故後発足した原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA（国際原子力機関）等の国際機関の安全基準を踏まえ、自然現象やシビアアクシデントへの対策を強化した新たな原子力発電所の規制基準（新規規制基準）を策定し、平成25年7月に施行されました。

新規規制基準と従来の基準の比較

■ 従来の基準と新基準の比較



四国電力は、新規規制基準の施行同日に、伊方発電所3号機について、原子力規制委員会に対して新規規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行い、同時に県に対して、安全協定に基づき、事前協議がありました。

その後、原子力規制委員会では、約2年にわたり審査会合を行うとともに、現地調査、パブリックコメントを経て、平成27年7月に新規規制基準に合格しているとして、原子炉設置変更を許可しました。

県では、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、四国電力に対して、国の基準を上回る独自の対策として、更なる揺れ対策や電源対策等の合計8項目の追加安全対策を要請してきました。

また、原子力規制委員会の審査と並行して、原子炉工学や地震工学等の専門家で構成する原子力安全専門部会で安全性の確認を行ってきました。同専門部会での約2年にわたる審議の結果、平成27年8月、原子力規制委員会による審議結果は妥当であることが確認され、同年9月に、親会である伊方原子力発電所環境安全管理委員会から、知事に対して、報告されました。

県としては、伊方発電所3号機の再起動について、「国の考え方」、「四国電力の取組姿勢」、「地元の理解」の3条件と、伊方発電所を取り巻く状況、国全体のエネルギー情勢等を踏まえ総合的に検討した結果、平成27年10月、伊方発電所3号機の再起動に係る事前協議について、了解しました。

了解に当たっては、原子力安全専門部会や県議会、周辺市町等の意見・要望を踏まえ、四国電力に対し、事前協議の了解の通知と併せ、今後の国の検査に安全第一で真摯に対応することなどを要請しました。また、国には、厳正な使用前検査、原子力防災対策への支援などを要請しました。

その後、四国電力は、原子力規制委員会から平成28年3月に工事計画認可、同年4月に保安規定変更認可を受け、同年8月に原子炉起動し、同年9月に原子力規制委員会の最終的な検査に合格し、通常運転を開始しました。

四国電力への追加安全対策の要請8項目について

県からの要請に対し、四国電力は下記のとおり一つ一つ対応してきました。

四国電力には、「えひめ方式による異常通報連絡」や「戸別訪問等による地元住民等への真摯な説明」については、将来にわたって的確に実施してもらう必要があります。

このため、県では、引き続き四国電力の取組を見守っていくこととしています。

- ① 原子力本部の松山市への移転
→平成23年6月29日移転
- ② 国の基準を上回る電源対策
→平成24年3月完了（亀浦変電所からの配電線ルートを新設）
- ③ 国の基準を上回る更なる揺れ対策
→おおむね1000ガル以上の耐震性確保の対策を実施
（伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会で工事完了を含め確認済）
- ④ 「えひめ方式」による異常通報連絡の更なる徹底
- ⑤ 地元住民に対する真摯な説明
→伊方発電所から20km圏内の約27,000～28,000戸の戸別訪問等を毎年実施
- ⑥ 原子炉容器の劣化の確認試験の前倒し
（伊方発電所1号機と運転開始年の近い玄海1号機で、原子炉容器の劣化度合を調べる監視試験片の脆性遷移温度が急上昇していることを受け、平成23年8月に要請）
→平成23年10月に試験片取り出し、平成25年7月に問題なしとの結果報告
- ⑦ 県内全市町への伊方発電所異常時通報連絡情報の提供
→平成23年11月1日から運用開始
- ⑧ 緊急時の作業スペースの確保
（伊方原発の敷地が急峻で狭いという立地条件を踏まえ、平成27年7月に追加要請）
→平成30年10月完成

伊方発電所3号機の再起動の事前協議判断に係る主な経緯

日 時	経 緯
平成23年 3月11日	東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故
4月29日	定期検査のため停止
平成25年 7月 8日	新規制基準が施行 四国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書を提出 同日、四国電力から、安全協定に基づき、県に対し事前協議
平成27年 7月15日	原子力規制委員会が原子炉設置変更許可
8月 5日	隣接市である八幡浜市での地元説明会の開催
6日	
19日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会が約2年にわたり計15回の審議及び計4回の現地調査を踏まえ、原子力規制委員会の審査結果は妥当とする部会報告書を取りまとめ
19日	西予市、宇和島市への地元説明会の開催
20日	大洲市、内子町、伊予市への地元説明会の開催
9月 1日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会が原子力規制委員会の審査を「妥当」とする報告書を知事に提出
2日	八幡浜市長が再稼働を了承する見解を知事に伝達
10月 2日	知事が伊方発電所を視察
5日	UPZ内の5市町長（大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町）が知事に再起動の是非の判断を委ねると表明
6日	知事が原子力防災会議に出席。首相が原発事故時は「政府が責任を持って対処する」と明言 愛媛県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会が平成27年8月から9月にかけて計3回開催、1回の現地調査を経て、伊方3号機の再稼働を求める請願を採択
9日	愛媛県議会が再稼働を認める決議案を賛成多数で可決
21日	経済産業大臣が伊方発電所を視察。知事、伊方町長と面談
22日	伊方町長が再起動了解を知事に伝達
26日	知事が四国電力社長に伊方発電所3号機の再起動に係る事前協議に対し了解する旨、文書手交。同日、記者会見 知事が関係省庁大臣等へ長期停止を踏まえた安全対策等を要請
平成28年 3月23日	原子力規制委員会が工事計画認可
4月19日	原子力規制委員会が保安規定変更認可
8月12日	四国電力が原子炉起動
15日	四国電力が送電開始
9月 7日	原子力規制委員会が使用前検査合格を通知 四国電力が通常運転再開

耐震性能

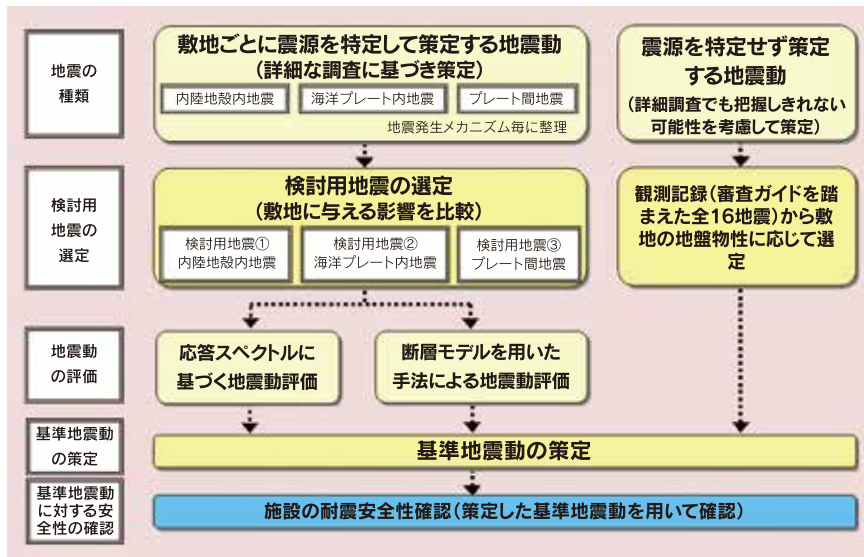
● 基準地震動

基準地震動とは、原発の敷地及び周辺の地質・地盤構造、地震活動性等から敷地に影響を与えると想定される地震による最大の揺れです。

伊方発電所の基準地震動は、国による審査の過程で、従来の570ガルから650ガルに引き上げられており、
◆敷地前面の活断層を含む中央構造線断層帯による地震、◆南海トラフ地震、◆芸予地震のような海洋プレート内地震などの影響が、自然現象の不確かさも考慮して、適切に設定されていることを確認しました。

(ガル:地震の揺れの強さを表す単位)

■ 耐震評価の流れ



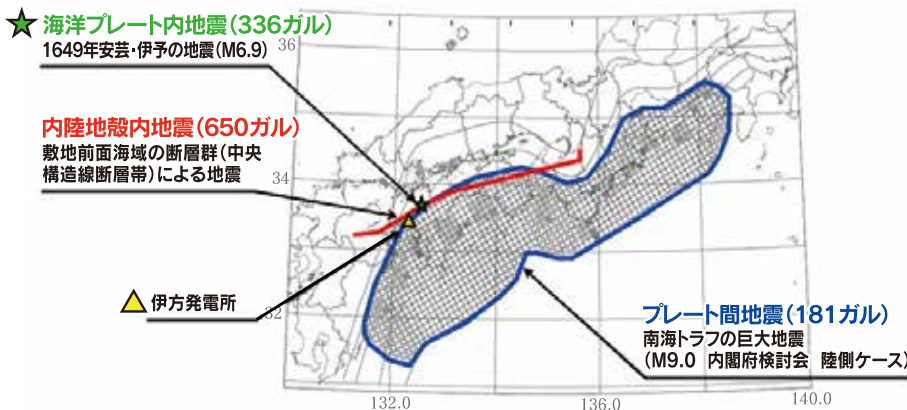
「震源を特定して策定する地震動」は、3つの地震発生メカニズム毎に、科学的な調査により選定されています。

「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内地震の観測記録をもとに決めるもので、

- 2004年北海道留萌支庁南部地震 (Mw5.7)
- 2000年鳥取県西部地震 (Mw6.6)

が選定されています。

■ 震源を特定して策定する地震動の震源位置



基準地震動の設定に当たっては、地震発生メカニズム(下記コラム参照)毎に影響を評価しています。

伊方発電所では、敷地前面海域の断層群(中央構造線断層帯)による地震の影響が、650ガルで最も大きいと評価されました。

南海トラフ地震の影響は、震源と比較的距離があるため、181ガルと評価されています。

● 耐震設計

基準地震動が発生した場合の、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の歪み、安全上重要な施設の応力制御棒の挿入時間が基準値以下となるよう設計することを確認しています。

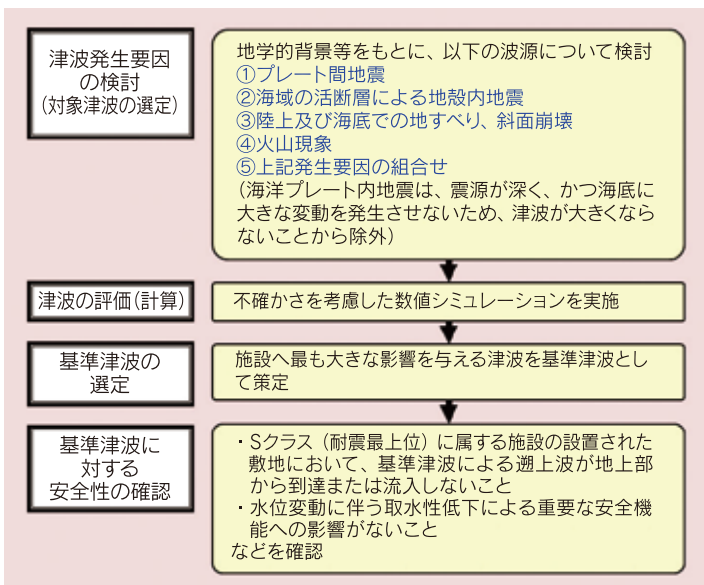
(応力:揺れに対して元の形を保とうと内部に発生する抵抗力)

耐津波性能

● 基準津波

基準津波とは、原発敷地周辺の地震や地滑り、火山現象等により敷地に影響を与えると想定される最大の津波です。伊方発電所の基準津波による最高水位は、国の審査の過程で4.09mから8.12mに引き上げられており、中央構造線断層帯の海域地震や敷地近傍の地すべり、大分県の鶴見岳の山体崩壊などの影響が、自然現象の不確かさや相互の重なりも考慮して、適切に設定されていることを確認しました。

■ 耐津波評価の流れ



津波の具体的な発生源(波源)と、その影響評価(最高水位)は、次のとおりです。

- ① 南海トラフ地震 →+2.45m
- ② 海域活断層による地震 (中央構造線断層帯～九州側断層帯約130km) →+7.56m
- ③ 敷地近傍の5つの地すべり →+6.35m
- ④ 鶴見岳の山体崩壊 →+2.24m
- ⑤ さらに②～③の重なりも考慮 →+8.12m

● 耐津波設計

耐津波設計に用いる津波高さは、基準津波による最高水位に、地盤の沈降及び潮位のばらつきを考慮して、8.7mとしています。重要な安全施設のある建屋は敷地高さ10mに設置されているため、津波に対して影響を受けるおそれはありません。

■ 基準津波による水位と施設の位置



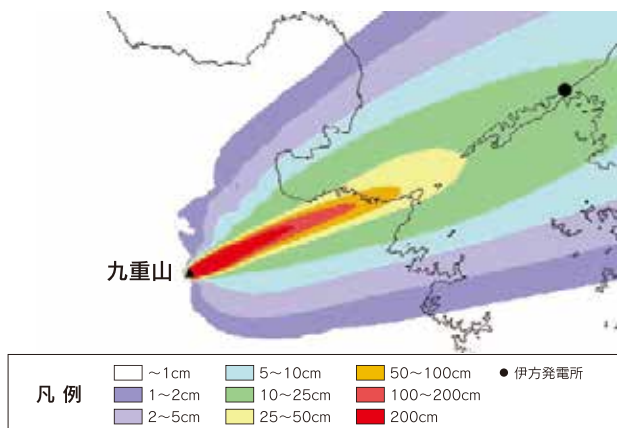
基準津波による水位は、場所によって異なり、伊方発電所敷地付近での最高水位は、左図地点での+8.12mと評価されています。

耐津波設計では、これに、地盤の沈降及び潮位のばらつきを考慮し、水位を+8.7mとして評価しています。

火山、竜巻、外部火災への対策

福島事故を教訓に、基準が新設された火山、竜巻、森林火災、基準が強化された航空機落下による火災への安全対策については、重点的に確認し、各現象に対する安全性が適切に確保されていることを確認しました。

■ 降下火山灰シミュレーション



■ 竜巻防護対策の例



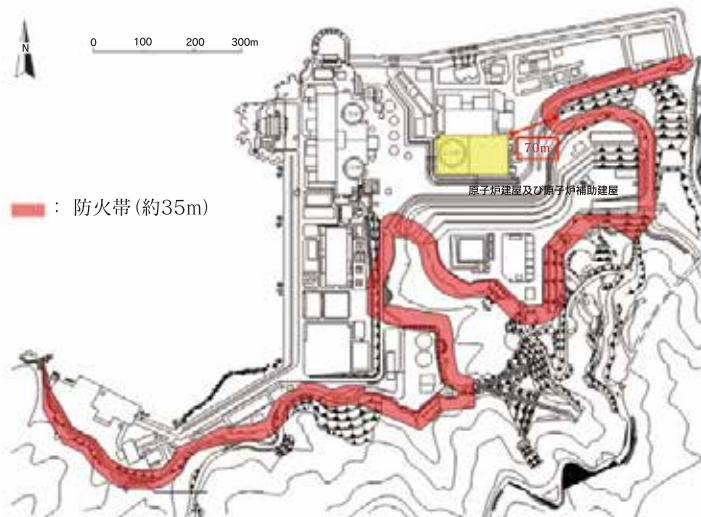
対策前



対策後

海水ピットポンプを竜巻による飛来物から防護するため、防護壁を海水ポンプエリア上部に設置

■ 森林火災を考慮した防火帯の設定



■ 火山

伊方発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象として、火山灰の影響を検討した結果、最も影響の大きい火山は、九重山(大分県)と判断されました。

その噴火について、不確かさも考慮してシミュレーション評価した結果から、更に余裕を見込み、伊方発電所敷地において考慮すべき火山灰の厚さを15cmと設定し、施設への影響はないことが確認されています。

■ 竜巻

基準竜巻は、国内で過去に発生した最大竜巻であるF3スケール(竜巻の尺度)の最大値92m/sを選定しています。

設計竜巻はさらに安全側に最大風速100m/sとし、「風圧力による荷重」、「施設内外の気圧差による荷重」及び「飛来物の衝撃荷重」と、常時作用する荷重、運転時荷重を組み合わせた荷重に対して、安全機能を損なわないよう設計することとしています。

■ 森林火災

森林火災による防護対象設備への熱影響評価によって得られた必要な防火帯幅29.7mに、さらに余裕をみて、防火帯幅を35mに設定し、周辺の樹木を伐採してモルタルを吹きつけ、火の手が回らないようにしています。

■ 航空機落下

航空機落下による火災の影響評価の結果、原子炉建屋・原子炉補助建屋の外壁温度は、コンクリート強度が維持される温度である200℃以下であり、重油タンクについても、引火点温度の60℃を下回るため、安全機能は損なわれないことを確認しています。

電源の信頼性

● 電源確保対策

新規制基準では、発電所の安全を保つための施設への電力供給が停止しないこと、外部からの電気が供給されなくなった場合でも必要な電気が供給できるように設計することが求められています。

伊方発電所では、非常用ディーゼル発電機等の多様な電源設備を備えており規制基準を満たしていること、自主的な対策により配電線等が追加設置され、信頼性の更なる向上が図られていることを確認しています。

■ ディーゼル発電機



■ 可搬型直流電源装置 (75kVA電源車)



■ 空冷式非常用発電設備



■ 蓄電池



多様な電源を確保するため、外部電源(下図参照)以外に、次の対策を実施しています。

【以下は福島事故後の強化対策】

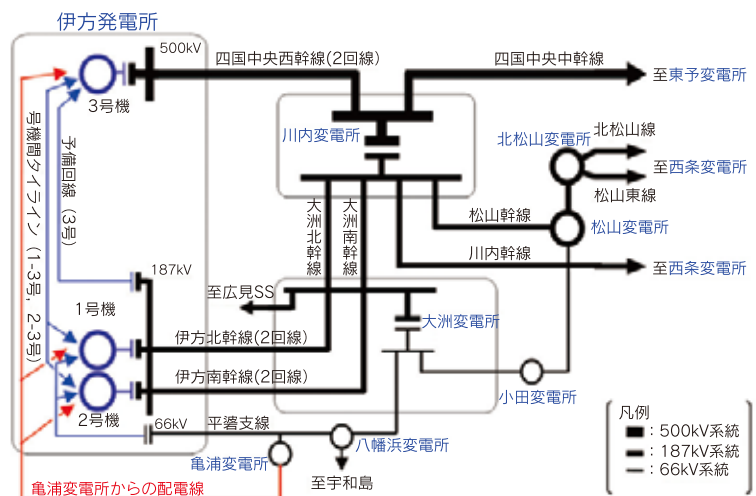
- 空冷式非常用発電設備の設置
- 電源車の配備
- 非常用直流電源(蓄電池)の増強
- 号機間電源融通ラインの設置
- 配電線の追加敷設

また、ディーゼル発電機等に用いる重油、電源車等に用いる軽油の円滑な補給のため、貯蔵タンク及び移送配管の設置やミニローリーの配備がなされ、これにより外部電源からの電気の供給がなくとも7日間以上の連続運転が可能となっています。

■ 伊方発電所の外部電源系統図

伊方発電所では、通常時には、所内で発電した電気を使用していますが、所内で発電できなくなった場合には、川内変電所や大洲変電所から電気が供給されます。さらに両変電所が停止した場合にも、亀浦変電所から電気が供給されます。

※右図のうち、「亀浦変電所からの配電線」は、県が求めた国の基準を上回る電源対策への対応として整備されたものです。(9ページ参照)



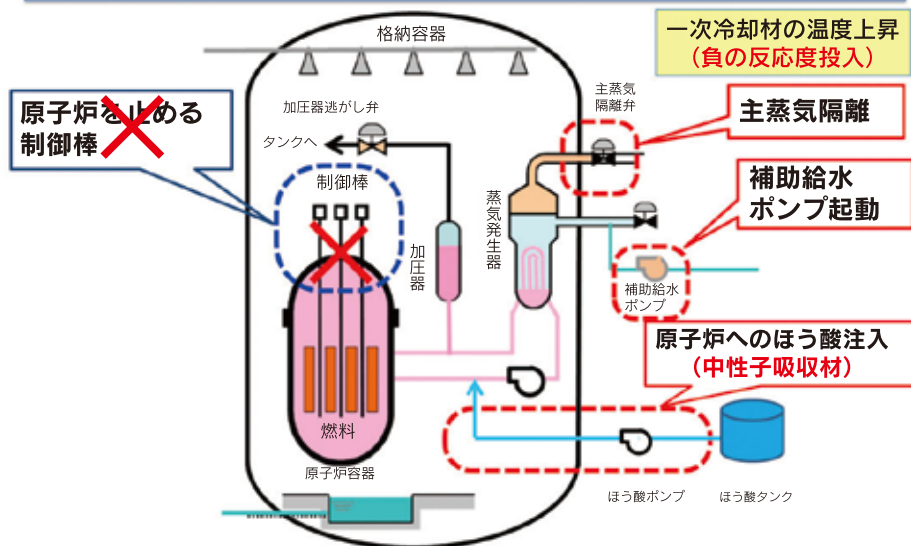
シビアアクシデント対策（重大事故時の対処）

新規制基準では、事故が発生した場合にも、炉心の著しい損傷を防止すること、原子炉格納容器の破損を防止することが求められています。プール内の使用済燃料についても、著しい損傷を防止する対策が求められています。

原子力安全専門部会では、設計上の対策や事故進展の解析結果を確認するだけでなく、現地で実際の設備やその設備を用いた訓練を視察し、四国電力の重大事故への対応手順や能力についても確認しています。

■ 原子炉を停止させる対策（止める）

原子炉の緊急停止装置が機能しないおそれがある場合又は実際に機能しない場合でも、炉心損傷に至らせないための対策を要求

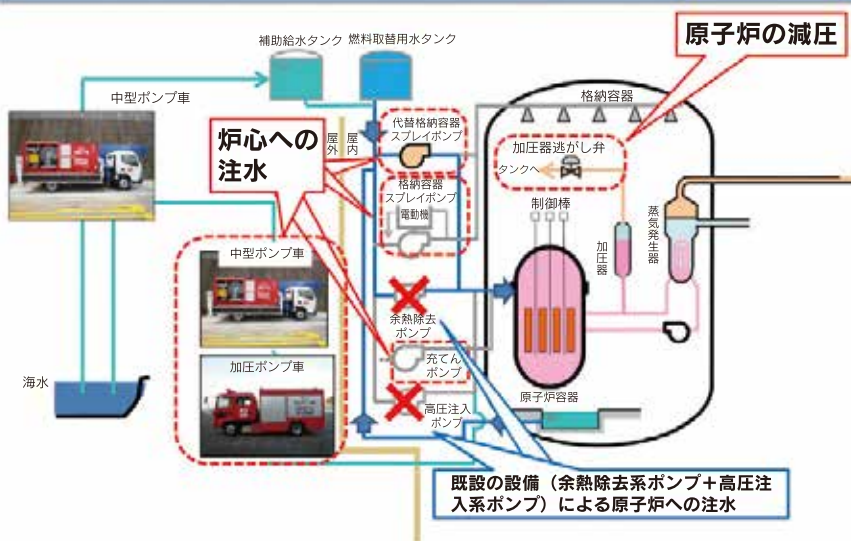


■ 止める対策

制御棒が挿入できない場合でも、補助給水ポンプが自動起動するなど、蒸気発生器を介した原子炉の冷却を行いながら、中性子を吸収するほう酸の注入によって原子炉を停止できることが確認されています。

■ 原子炉を冷やすための対策（冷やす）①

既存の対策が機能しない場合でも、炉心注水及び減圧によって、炉心損傷に至らせないための対策を要求



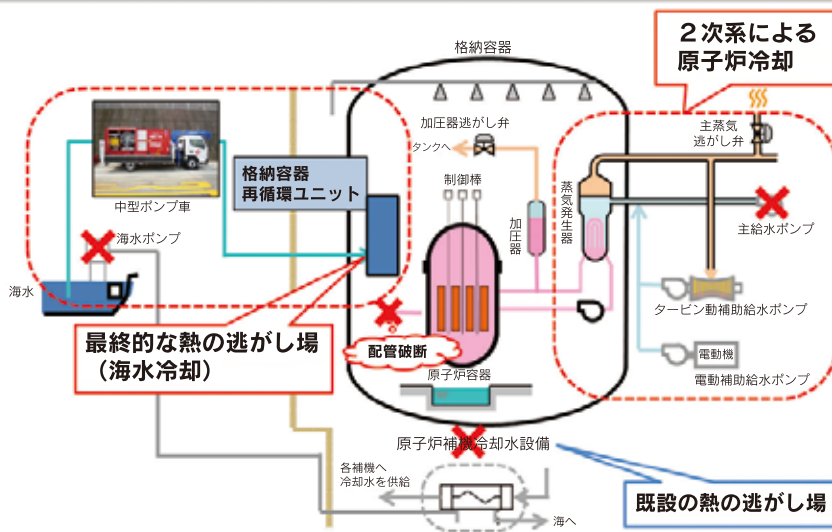
■ 冷やす対策①

既設設備による炉心注水ができない場合でも、炉心損傷に至らないように燃料を冷やし続けるため、原子炉内の圧力を減圧して※冷却水を注入できる設備を設置しています。

※通常は、高温の一次冷却水が沸騰しないように、高圧状態にしています。

■ 原子炉を冷やすための対策(冷やす)②

既存の対策が機能しない場合でも、**最終的な熱の逃がし場を確保し**、炉心損傷に至らせないための対策を要求

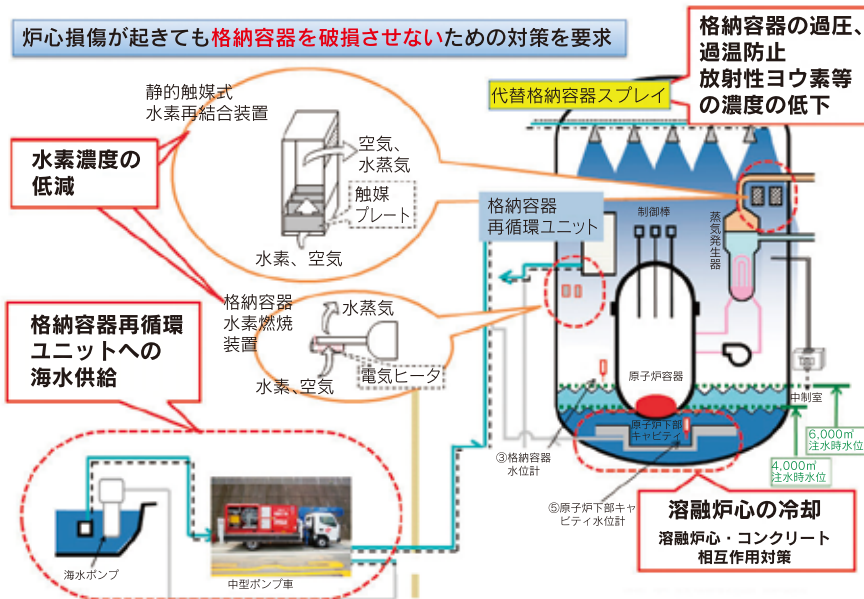


■ 冷やす対策②

既設設備による炉心注水ができない場合でも、炉心損傷に至らないように燃料を冷やし続けるため、前ページの対策のほか、2次系による原子炉冷却機構や、海水による格納容器内の冷却設備が設置されています。

■ 格納容器の破損を防ぐための対策(閉じ込める)

炉心損傷が起きても**格納容器を破損させない**ための対策を要求



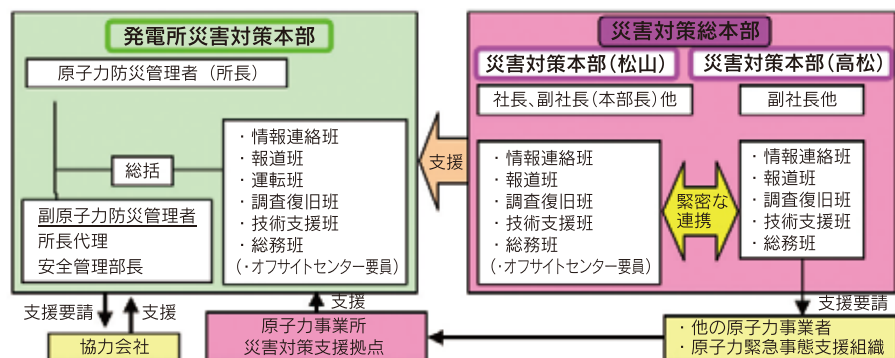
■ 閉じ込める対策

炉心損傷が起きた場合でも格納容器を破損させないため、水素爆発を防ぐための水素再結合装置や、水を噴霧して格納容器内の過圧・過温を防ぐための代替格納容器スプレイポンプ等が新設されています。

■ 事故対処体制

重大事故等に対処するため、あらかじめ、発電所長を本部長とした原子力防災組織が構築されています。

非常時には、原子力本部(松山)及び本店(高松)と連携しますが、指揮者は発電所長であり、その判断が優先されます。



(2) 乾式貯蔵施設の設置

四国電力は、伊方発電所1号機廃止措置に伴う使用済燃料の同発電所3号機使用済燃料ピットへの移送により、同ピットの貯蔵余裕が減少するため、平成30年5月、原子力規制委員会に対して、乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請を行い、同時に県に対して、安全協定に基づき、設備等変更の事前協議がありました。

県としては、四国電力が乾式貯蔵施設を検討している段階から、同社と国に対し、あくまでも一時保管であることを明確にするとともに、その安全性等の丁寧な説明を要請し、確認してきました。

原子力規制委員会は、令和2年9月に原子炉設置変更を許可しましたが、県においても、原子力規制委員会の審査と並行して、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会において、乾式貯蔵施設の必須条件である「一時保管」と「安全性」を技術的・専門的観点から厳しく確認し、同委員会の判断は適当との意見を取りまとめました。

県は、同専門部会での審議結果を踏まえて取りまとめられた伊方原子力発電所環境安全管理委員会の意見、地元伊方町や隣接する八幡浜市の意見及び県民の代表である県議会での議論等を総合的に判断し、令和2年12月、「安全性向上に向けた新知見の反映」、「使用済燃料の計画的な搬出」、「県民の理解促進に向けた取組」など5項目7つの要請事項の遵守を条件に、事前協議を了解しました。

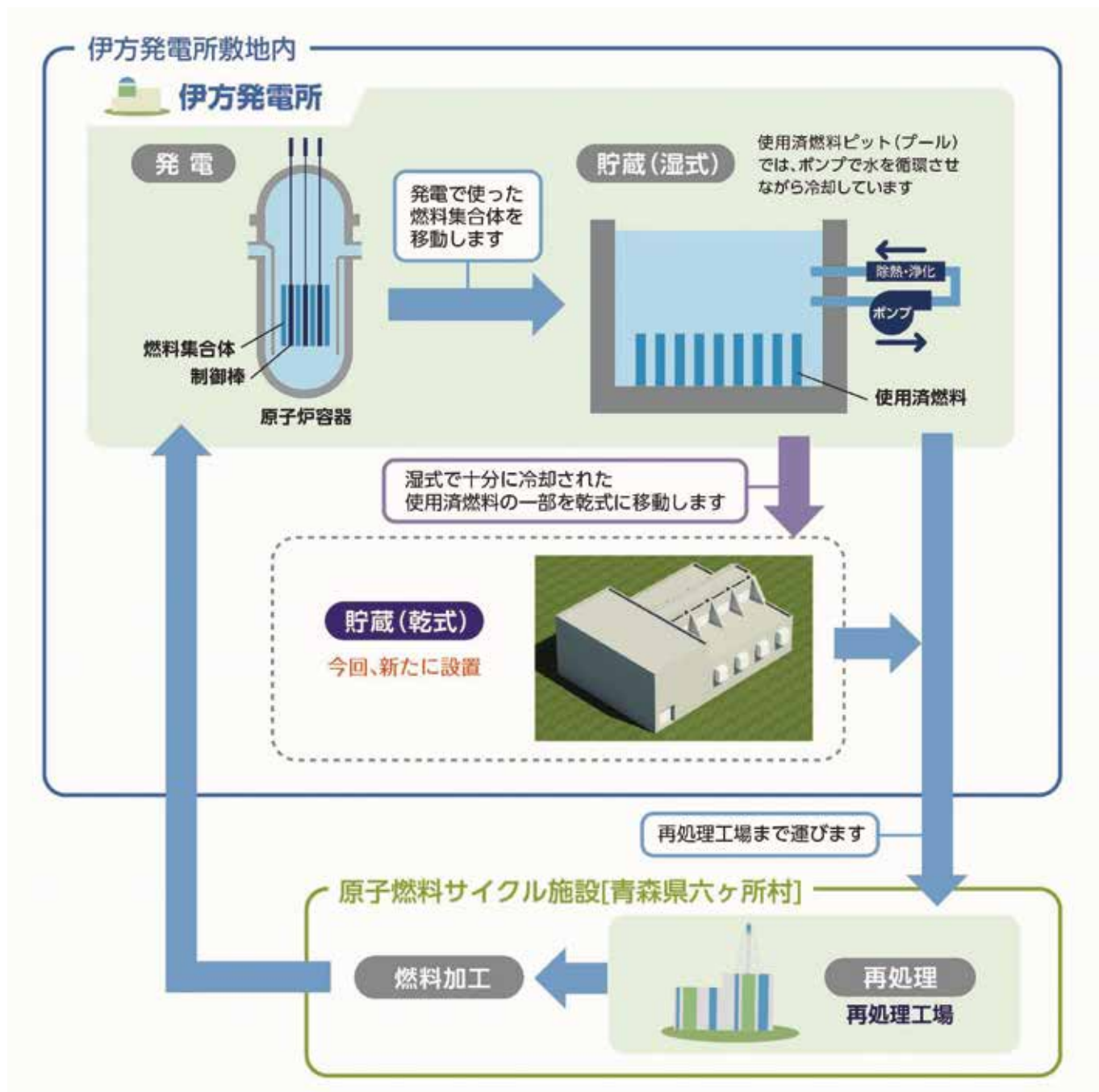
乾式貯蔵施設設置の事前協議判断に係る主な経緯

日 時	経 緯
平成30年 5月25日	四国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書を提出 同日、四国電力から、安全協定に基づき、県に対し事前協議
令和 2年 9月16日	原子力規制委員会が原子炉設置変更許可
11月25日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会が約2年にわたり計7回の審議及び計2回の現地調査を踏まえ、原子力規制委員会の審査結果は妥当とする部会報告書を取りまとめ
12月 4日	隣接市である八幡浜市での地元説明会の開催
18日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会が原子力規制委員会の審査を「妥当」とする報告書を知事に提出 伊方町長が事前協議に了解する旨、知事に伝達
21日	八幡浜市長が乾式貯蔵施設の設置を了承する旨、副知事に伝達
23日	知事が四国電力社長に乾式貯蔵施設の設置に係る事前協議に対し了解する旨、文書手交。
令和 3年11月30日	四国電力が乾式貯蔵施設の現地工事着手

乾式貯蔵施設の概要

伊方発電所1号機の廃止措置に伴い、使用済燃料を3号機の使用済燃料ピットに輸送することにより、3号機の使用済燃料ピットの貯蔵余裕が減少するため、使用済燃料を再処理工場に搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設として、発電所敷地内に設置するものです。

核燃料サイクル(乾式貯蔵施設の位置付け)



提供：四国電力パンフレット「伊方発電所での使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画について」

乾式貯蔵施設は、使用済燃料ピットで十分に冷却された使用済燃料を、「乾式キャスク」と呼ばれる金属製の頑丈な容器に収納して密封し、貯蔵する施設で、また、水や電気を使用せず、空気の自然な流れで冷却しながら貯蔵できるより安全性に優れた施設とされています。

乾式貯蔵建屋のイメージ



施設内容(伊方発電所での計画)

建屋規模：1棟(鉄筋コンクリート造り)
(東西)約40m、(南北)約60m、
(高さ)約20m

貯蔵容量：燃料集合体 約1,200体規模
〔乾式キャスク45基分〕
〔約500トン・ウラン〕

運用開始時期：2024年度(予定)

※発電所敷地内の
海拔25mエリアに設置



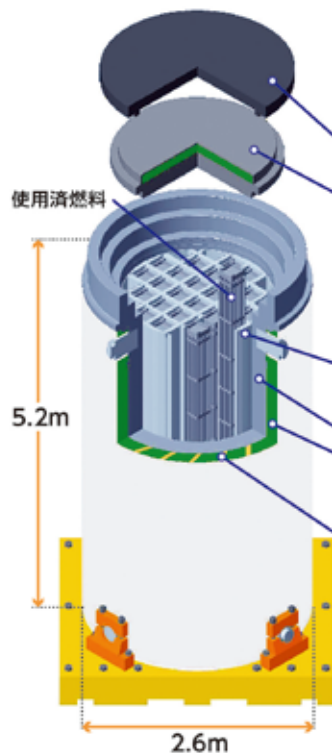
(全体鳥瞰図)

提供：四国電力パンフレット「伊方発電所での使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画について」

乾式貯蔵キャスクのイメージ

乾式キャスクの構造(伊方発電所での計画)

寸法：(直径)2.6m、(高さ)5.2m
重さ：約120トン(使用済燃料を収納した状態)
収納体数：使用済燃料32体/基(1、2号機用)
使用済燃料24体/基(3号機用)



4つの安全機能

閉じ込め

二重のふたで密封

二重のふたに金属製のパッキンを挟んで密封。さらに、乾式キャスク内部の圧力を大気圧よりも低くして放射性物質の外部への漏れを防止します。

臨界防止

核分裂の連鎖反応を防止

バスケットと呼ばれる仕切り板で燃料同士がくっつかないようにすることで、臨界(核分裂の連鎖反応)を防止します。

遮へい

放射線を約100万分の1まで減衰

ガンマ線遮へい層と中性子遮へい層を備えており、表面の放射線を内部の約100万分の1まで減衰させます。

除熱

発生する熱を外気で冷却

熱を伝えやすいヘリウムガスで内部を満たし、伝熱フィンと呼ばれる金属を通して燃料から発生する熱を表面に伝え、外気で冷却します。

提供：四国電力パンフレット「伊方発電所での使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画について」

(3) 特定重大事故等対処施設の設置

平成25年7月に策定された新規規制基準における要求の一つとして、原子力発電所では、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより重大事故等が発生した場合でも、原子炉格納容器の破損を防止することで放射性物質の環境への拡散を抑制するため、本体施設等で必要な機能を満たすことを前提とした上で、原子炉格納容器破損防止対策に係る更なるバックアップとして、特定重大事故等対処施設（特重施設）を設置することが求められました。

特重施設では、次のような対策がなされています。

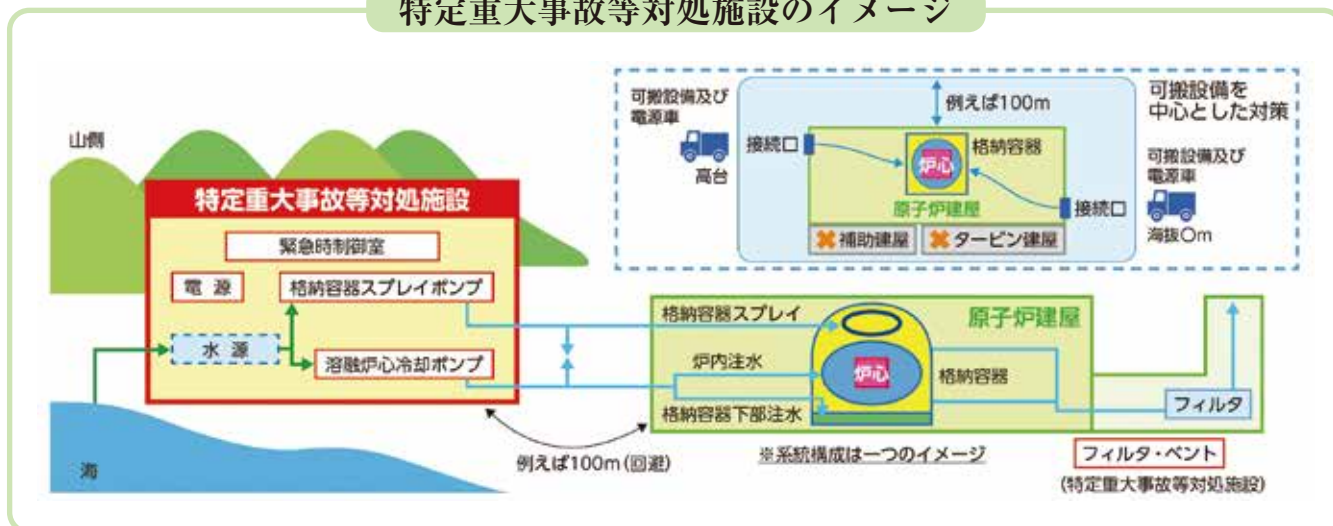
- 原子炉建屋と特重施設の同時破損を防止するために必要な離隔距離（例えば100m以上）を確保するか又は故意により大型航空機が衝突した場合でも十分耐えられる頑健な建屋を設け、その中に次のような対策設備を設置することとされています。

対策設備	対策内容
注水設備	炉心注水や格納容器スプレイを行うことにより、熔融炉心の冷却、格納容器の冷却・減圧、放射性物質の低減を図る。
緊急時制御室	使用できなくなった中央制御室に代わり、特重施設の操作等を行う。
電源（発電機）	発電所内の電源が失われた場合でも、上記設備に必要な電源を供給する。

- また、上記の他、放射性物質を低減しながら原子炉格納容器内圧力を下げるための「フィルタ・ベント」の設置が求められています。

四国電力は、平成28年1月14日に、原子力規制委員会に対し、特重施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請を行い、平成29年10月4日に、同委員会から許可を受け、令和3年10月5日から、同施設の運用を開始しています。

特定重大事故等対処施設のイメージ

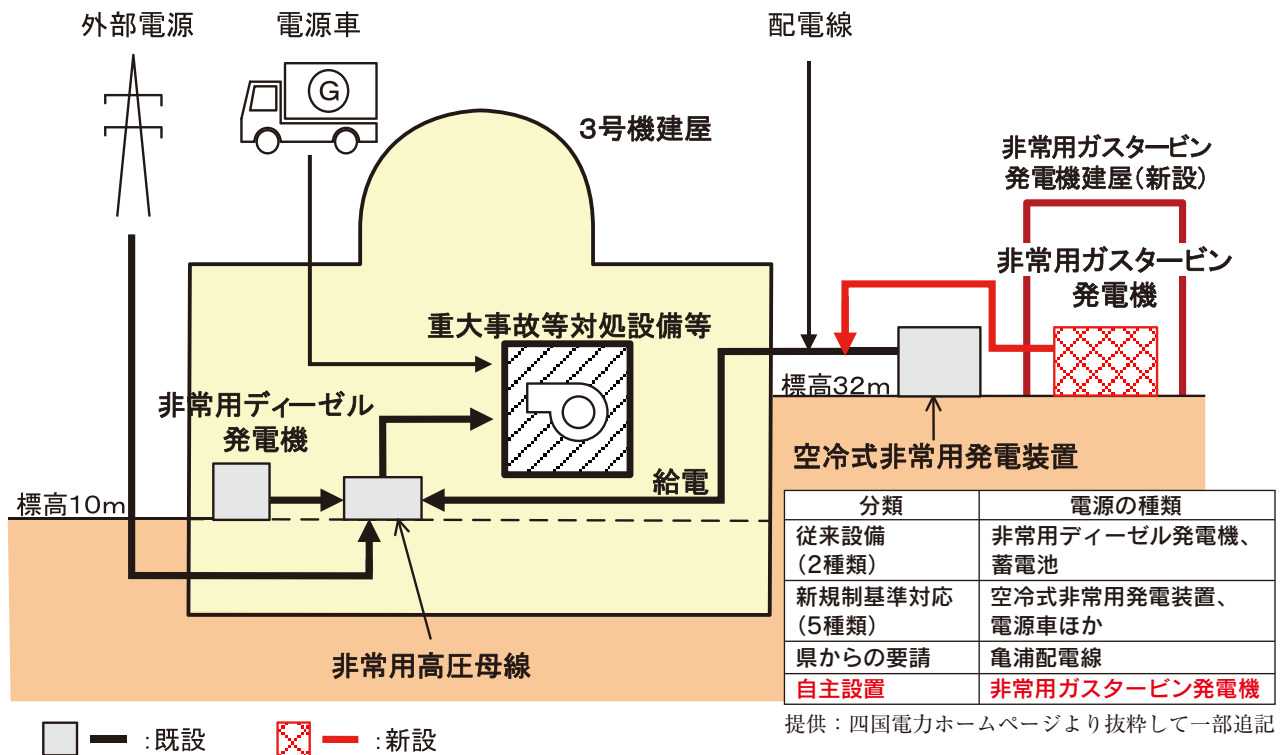


四国電力の安全性向上に向けた更なる取組

○非常用ガスタービン発電機の設置

四国電力では、伊方発電所において、重大事故等発生時の電源確保対策として、従来から設置している非常用ディーゼル発電機に加え、これまで空冷式非常用発電装置の設置や電源車の配備、県の要請を受けた配電線敷設などを行い電源の多様化を図ってきましたが、独自の追加対策として更なる電源の多様化を図るため、新たに非常用ガスタービン発電機を設置し、令和3年2月8日から運用を開始しています。

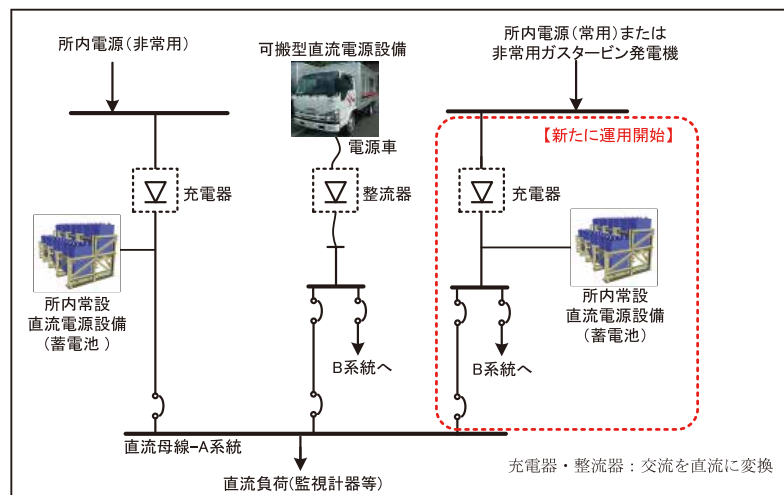
非常用発電ガスタービン発電機の概要



所内常設直流電源設備(3系統目)のイメージ

○所内常設直流電源設備（3系統目）の設置

四国電力では、全交流動力電源が喪失した場合に、重大事故等に必要の監視計器等へ直流電力を供給するための設備である所内直流電源設備について、既設の所内常設直流電源設備（蓄電池）、可搬型直流電源設備（電源車）に加え、新規制基準に基づき3系統目の蓄電池を設置し、令和3年10月5日から運用を開始しています。



3 伊方発電所1、2号機の廃止措置

四国電力は、伊方発電所1、2号機について、「安全確保を最優先課題として、技術面、経済性、電力需給等の総合的な観点」から検討した結果、それぞれ1号機については平成28年3月、2号機については平成30年3月に、廃炉とする方針を決定し、その後1号機については平成28年12月、2号機については平成30年10月に、原子力規制委員会に対して、廃止措置計画認可申請を行い、同時に県に対して、安全協定に基づき、事前協議がありました。

その後、原子力規制委員会は、それぞれ伊方発電所1号機については平成29年6月、伊方発電所2号機については令和2年10月に廃止措置計画を認可しました。

県においても、原子力規制委員会の審査と並行して、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会において、伊方発電所1、2号機の廃止措置計画の安全性等について厳しく審議した結果、伊方発電所1、2号機の廃止措置計画を認可した同委員会の判断は適当との意見を取りまとめました。

県は、同専門部会での審議結果を踏まえて取りまとめられた伊方原子力発電所環境安全管理委員会の意見、地元伊方町や隣接する八幡浜市の意見及び県民の代表である県議会での議論等を総合的に判断し、それぞれ伊方発電所1号機については平成29年9月8日、伊方発電所2号機については令和2年12月23日に、廃止措置期間中の安全確保や低レベル放射性廃棄物の処分への真摯な取組、廃止措置状況の定期的な報告を条件に、事前協議を了解しました。

伊方発電所1号機の廃止措置計画に係る事前協議判断に係る主な経緯

日 時	経 緯
平成28年 3月25日	四国電力が伊方発電所1号機を廃炉とする方針を決定
12月26日	四国電力が伊方発電所1号機の廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出 同日、四国電力から、安全協定に基づき、県に対し事前協議
平成29年 6月28日	原子力規制委員会が伊方発電所1号機の廃止措置計画認可
7月28日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会が約2年にわたり計3回の審議を踏まえ、原子力規制委員会の審査結果は妥当とする部会報告書を取りまとめ
8月30日	隣接市である八幡浜市での地元説明会の開催
9月 1日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会が原子力規制委員会の審査を「妥当」とする報告書を知事に提出
9月 4日	伊方町長が事前協議に了解する旨、知事に伝達
7日	八幡浜市長が廃止措置を了承する旨、副知事に伝達
8日	知事が四国電力社長に伊方発電所1号機の廃止措置計画に係る事前協議に対し了解する旨、文書手交。

伊方発電所2号機の廃止措置計画に係る事前協議判断に係る主な経緯


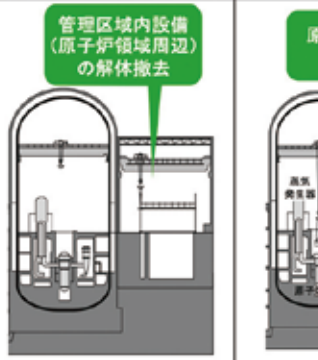
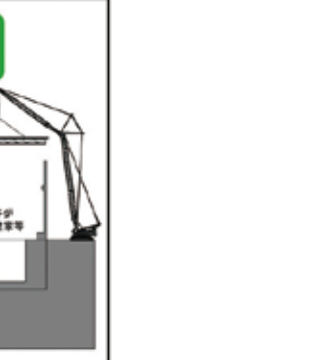
日 時	経 緯
平成30年 3月27日	四国電力が伊方発電所2号機を廃炉とする方針を決定
10月10日	四国電力が伊方発電所2号機の廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出 同日、四国電力から、安全協定に基づき、県に対し事前協議
令和 2年10月 7日	原子力規制委員会が伊方発電所2号機の廃止措置計画認可
11月25日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会が約2年にわたり計5回の審議を踏まえ、原子力規制委員会の審査結果は妥当とする部会報告書を取りまとめ
12月 4日	隣接市である八幡浜市での地元説明会の開催
18日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会が原子力規制委員会の審査を「妥当」とする報告書を知事に提出 伊方町長が事前協議に了解する旨、知事に伝達
23日	知事が四国電力社長に伊方発電所2号機の廃止措置計画に係る事前協議に対し了解する旨、文書手交。

【伊方発電所1、2号機の廃止措置計画概要】

付着した放射性物質の調査及び各設備の解体作業等を確実に安全に進めるため、全体を4段階に区分し、約40年かけて実施する。

廃止措置の全体概要

■伊方発電所1、2号機の廃止措置の全体工程

第1段階 解体工事準備期間	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間	第4段階 建家等 解体撤去期間	
約10年(～2026年度頃)	約15年(～2041年度頃)	約8年(～2049年度頃)	約7年(～2056年度頃)	※伊方発電所1号機
約10年(～2029年度頃)	約15年(～2044年度頃)	約8年(～2052年度頃)	約7年(～2059年度頃)	※伊方発電所2号機
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">管理区域外設備の解体撤去</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">燃料の搬出</div> </div> 	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去</div> 	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">原子炉領域設備の解体撤去</div> 	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">建家等の解体撤去</div> 	
燃料を搬出するとともに、主に2次系設備(ポンプ・タンク等)の解体撤去を開始	1次系設備(ポンプ・タンク等)の解体撤去を開始	1次系の主要設備である原子炉容器や蒸気発生器等の解体撤去を実施	原子炉格納容器、原子炉補助建家等の解体撤去を実施	

提供: 四国電力ホームページより抜粋して一部編集

3 章 参考資料

1 原子力関係組織

- 昭和49年 4月 愛媛県庁公害課に特殊公害係を設置
公害研究所公害部に放射能課を設置
- 昭和50年 4月 伊方原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングを開始
- 昭和51年 3月 「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」を締結
- 昭和51年 6月 伊方原子力発電所環境安全管理委員会を設置
- 昭和52年 9月 伊方原子力発電所1号機営業運転を開始
- 昭和57年 3月 伊方原子力発電所2号機営業運転を開始
- 昭和58年 4月 財団法人伊方原子力広報センターを設立
- 平成6年12月 伊方原子力発電所3号機営業運転を開始
- 平成12年 4月 愛媛県庁環境政策課特殊公害係を原子力安全係に改称
- 平成15年 4月 原子力安全対策推進監を設置
衛生環境研究所に放射能調査を担当する環境調査課発足
- 平成18年10月 「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書」を締結
- 平成20年 4月 八幡浜保健所に原子力安全室を設置
- 平成22年10月 八幡浜保健所原子力安全室及び衛生環境研究所環境調査課の機能を集約し、原子力センターを設置
- 平成23年 6月 環境政策課原子力安全係及び危機管理課原子力防災部門を統合し、原子力安全対策課を設置
- 平成24年 9月 「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を八幡浜市及び大洲市、西予市と締結
- 平成25年 1月 伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会を「環境専門部会」及び「原子力安全専門部会」とし、組織を強化
- 平成31年 4月 愛媛県立衛生環境研究所を緊急時モニタリングの第二活動拠点に位置付け

2 伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全のため、愛媛県及び伊方町は昭和51年3月に四国電力株式会社と「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」及び「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する確認書」を締結しています。

昭和60年4月に、3号機の増設に伴い、内容をより具体化・明確化するため改定しています。

平成25年8月に、新規規制基準が施行されたことに伴い、語句及び条番号等を改定しています。

平成31年2月に、定期検査間隔の変更等の原子炉施設等の重要な運用の変更を事前協議の対象とするとともに、今後本格化する廃炉作業に係る規定の追加等のため、改定しています。

令和2年4月に、新検査制度が施行されたことに伴い、語句等を改定しています。

協定書及び確認書は次のとおりです。

なお、協定書及び確認書は、愛媛県原子力情報ホームページに公開しています。

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）及び伊方町（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、丙が発電所周辺の安全確保及び環境保全について、最大の努力をする責務を有するものであることを確認し、これが一層の徹底を期することにより、地域住民の福祉に資することを目的として、次のとおり協定する。

（放射性物質の放出管理）

第1条 丙は、発電所から放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する全身被ばく線量が、発電所周辺において、国が設定した線量目標値年間50マイクロシーベルトを超えないよう発電所の設備の維持改善及び放出の管理を行わなければならない。

2 丙は、放射線防護の原則にのっとり、前項に規定する全身被ばく線量を極力零に近づけるよう技術の開発及び導入に最善を尽くすとともに、当該全身被ばく線量が年間7マイクロシーベルトを超えないよう努めなければならない。

（放射性固体廃棄物の保管管理及び処分）

第2条 丙は、放射性固体廃棄物については、原則として水の浸透しない、かつ、腐食に耐える容器に封入したうえ、放射線防護を施した放射性固体廃棄物貯蔵庫に厳重に保管しなければならない。

2 丙は、放射性固体廃棄物の焼却に当たっては、焼却設備排気口において、放射性物質が国の定める測定方法による検出限界以下となるよう、焼却設備を適正に維持管理しなければならない。

3 丙は、保管中の放射性固体廃棄物の処分に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出しなければならない。

（使用済燃料の処理）

第3条 丙は、使用済燃料を、浄化冷却装置を備えた使用済燃料ピット内で、その崩壊熱を除去し、安全を十分確認した後、再処理工場へ搬出しなければならない。

2 丙は、使用済燃料の処理に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出しなければならない。

（核燃料等の輸送）

第4条 丙は、核燃料を発電所へ搬入し、若しくは発電所から搬出し、又は使用済燃料若しくは放射性固体廃棄物を発電所から搬出するときは、原則として海上輸送とするよう措置しなければならない。

2 丙は、核燃料の発電所への搬入又は発電所からの搬出に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出しなければならない。

（水質の保全）

第5条 丙は、発電所からの排水について、第1条に定めるところにより管理するほか、放水口において残留塩素を0.02ppm以下、硫酸第1鉄（鉄として）を0.05ppm以下、水素イオ

ン濃度 (pH) を 7.8 から 8.3 の間に保つ等、周辺海域の水質に影響を及ぼさないよう適正管理に努めなければならない。

2 丙は、前項に規定する排水中の残留塩素等連続測定可能なものについて連続自動測定器で常時監視しなければならない。

3 丙は、温排水の排出に当たっては、丙又は関係機関が行う温排水状況調査（温排水による海洋生物の変化及び海水の冷却系通過が海洋生物に与える影響の調査を含む。）の結果に基づき、設備、運転管理等の改善、その他必要な措置を講じ、温排水の適正管理に努めなければならない。

（防災対策）

第6条 丙は、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う防災対策に積極的に協力しなければならない。

（委託企業等の安全指導）

第7条 丙は、発電所の保守運転に関する業務の一部を他に委託したときは、受託者に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、十分な指導監督を行い、受託者の事業活動により、発電所周辺の環境が損なわれないよう措置しなければならない。

2 丙は、核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送の責めに任ずる者に対し、あらかじめ、輸送中の安全確保について十分な指導を行わなければならない。

（環境放射線等の調査及び公表）

第8条 甲、乙及び丙は、甲が定める環境放射線等調査計画及び温排水影響調査計画に基づく調査を実施し、記録しなければならない。

2 丙は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出状況並びに放射性固体廃棄物貯蔵庫周辺の放射線等を測定し、記録しなければならない。

3 丙は、前2項の規定に基づく環境放射線モニター等の測定値を、伊方町役場において確認できるように必要な設備を設置し、維持しなければならない。この場合において、伊方町役場に設置する設備の使用管理は乙が行うものとする。

4 甲及び乙は、必要があると認めるときは、第1項又は第2項の規定により、丙が行う調査又は測定に立ち会うことができる。

5 甲は、第1項の規定に基づく調査結果を公表するものとする。

（事前協議）

第9条 丙は、原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設を設置し、変更し、若しくは廃止し、若しくは当該施設の用に供する土地を取得しようとするとき、又は当該施設の重要な運用の変更を行おうとするときは、それらの計画について、あらかじめ、甲及び乙に協議し、その了解を得なければならない。

（事前連絡及び報告）

第10条 丙は、次に掲げる事項について、あらかじめ、甲及び乙（第2号に掲げる事項が海上輸送の場合は、関係漁業協同組合を含む。）に連絡しなければならない。

(1) 原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の安全管理に関する規定（以下「保全規定等」という。）の制定又は改廃の内容

(2) 核燃料の搬入及び搬出並びに使用済燃料及び放射性固体廃棄物の搬出の日、経路及び数量

(3) 復水器冷却水系に使用される塩素、硫酸第1鉄等の薬品類の新たな使用又は変更の内容

(4) 周辺の環境放射線モニター又は発電所内の放出口モニターの設置又は変更の内容

(5) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 丙は、甲及び乙が、前項により連絡を受けた事項の内容について変更を求めたときは、これを尊重しなければならない。

3 丙は、次に掲げる事項について定期的に、甲及び乙に報告しなければならない。

(1) 発電所における建設工事の進ちょく状況

(2) 原子炉の運転計画及び運転状況

(3) 原子炉施設の廃止措置の状況

(4) 第5条第1項、第2項又は第3項並びに第8条第1項及び第2項の規定に基づいて実施した調査及び測定結果

(5) 原子炉施設の定期事業者検査の結果

(6) 発電所職員及び第7条に規定する委託企業等の職員に対する保安教育の実施計画及び実施状況

(7) 発電所における被ばく管理状況

(8) 発電所における放射性固体廃棄物の保管管理状況

(9) その他甲及び乙が必要と認める事項

4 丙は、前項に規定する定期報告のほか、次に掲げる事項について、その都度、その内容を甲

及び乙に速やかに報告しなければならない。

- (1) 発電所の保守運転に関し、国から指示のあった事項又はこれに対する国への報告事項（第11条第2項に規定する異常を除く。）
- (2) 原子炉施設の定期事業者検査により発見された異常事項
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項
(異常時における措置および連絡)

第11条 丙は、原子炉施設その他発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、速やかに、原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、次に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し、直ちに電話により通報するとともに、事態の経過に応じ速やかに文書で連絡しなければならない。

- (1) 法令、保安規定等又はこの協定に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき。
- (2) 発電所従事者その他発電所に立ち入る者の被ばくが、法令に定める許容被ばく線量を超えたとき、又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- (3) 原子炉施設の故障等により、原子炉が停止したとき、又は原子炉を停止する必要が生じたとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、原子炉運転中に原子炉施設の故障等により出力抑制その他の措置（日常補修的措置を除く。）が必要となったとき。
- (5) 放射性物質又は放射性物質により汚染されたものが管理区域外に漏えいしたとき。
- (6) 核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物が盗取され、又は所在不明になったとき。
- (7) 核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故（放射性物質による汚染を伴わないものを含む。）が発生したとき。
- (8) 発電所において、火災その他の災害が発生したとき。
- (9) 送電線の故障等原子炉施設以外の故障により、計画外に出力抑制したとき、又は発電停止したとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、国への報告を要する事態が発生したとき。
- (11) その他異常事態が発生したとき。

(資料の提出及び立入調査)

第12条 甲及び乙は、この協定の履行に関し、必要があると認めるときは、丙に対し、資料の提出を求め、又は発電所に立ち入り、必要な調査をすることができる。

2 甲が設置する伊方原子力発電所環境安全管理委員会の委員及び乙が設置する伊方町環境監視委員会の委員は、甲及び乙が必要と認めるときは、前項に規定する立入調査に立ち会うことができる。

(措置要求)

第13条 甲及び乙は、前条第1項の規定による資料の提出又は立入調査の結果、発電所周辺の安全確保及び環境保全のため必要があると認めるときは、丙に対し、原子炉の停止、出力制限その他の適切な措置を講ずることを求めることができる。

2 丙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講じ、その結果を速やかに、甲及び乙に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 丙は、発電所の設置、運転等に起因して住民に損害（農林水産物等の財産被害及び健康被害等をいう。以下同じ。）を与えたときは、過失の有無にかかわらず、速やかにその損害を賠償しなければならない。丙の受託者が発電所敷地内において行う受託業務の実施に起因して住民に損害を与えたときも、また同様とする。

2 丙は、丙の受託者が、前項後段の業務以外の受託業務に起因して住民に損害を与えたときは、その損害が速やかに賠償されるよう責任をもってその解決に当たらなければならない。

(間接被害の補償等)

第15条 丙は、発電所の設置、運転等に関連した風評等により明らかに農林水産物等の価格低下、営業上の損失等経済的損失（以下「間接被害」という。）が発生したとして、住民から丙に対し補償その他の措置の請求があったときは、誠意をもってこれを処理しなければならない。

2 前項に規定する処理によって解決できない場合において、紛争処理の申し出があったときは、甲又は乙は、実情調査を行い、公平かつ適正な措置を決定するものとし、丙はその決定に従わなければならない。

3 前項の場合において、甲又は乙は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する間接被害補償認定委員会を設置し、その意見を聴くものとする。

4 甲、乙及び丙は、間接被害の対応、補償方式等について、情報収集を行う等調査研究に努め

るものとする。

5 丙は、第1項に規定する補償に備えるため、適正な資金を定期預金に積み立てておかなければならない。

(違背時の措置)

第16条 甲及び乙は、丙がこの協定に違背したときは、違背事実の公表、国への連絡等の措置をとることができる。また、丙に対し、改善措置その他必要な措置を指示することができるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(行政指導への協力)

第17条 丙は、この協定に定めるもののほか、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関して、甲及び乙が行う行政指導その他の業務に積極的に協力しなければならない。

(原子炉の基数制限)

第18条 伊方町に設置する原子炉の総数は、3基を限度とする。

(協定の改定)

第19条 前条及び本条の規定を除き、この協定に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(協議)

第20条 この協定に関し疑義を生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議し、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が各自記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

昭和51年	3月31日
昭和60年	4月19日一部改定
平成25年	8月8日一部改定
平成31年	2月4日一部改定
令和2年	4月1日一部改定

甲	愛媛県知事
乙	伊方町町長
丙	四国電力株式会社取締役社長 社長執行役員
立会人	愛媛県議会 議長
	伊方町議会 議長

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する確認書

愛媛県（以下「甲」という。）及び伊方町（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定を円滑に運用するため、次の事項を確認する。

- 1 第1条について
全身被ばく線量の算出は、国が定める評価方法によるものとする。
- 2 第2条について
第2条第2項に規定する「放射性物質」とは、粒子状放射性物質及び放射性よう素をいうものとする。
- 3 第2条、第3条及び第4条について
第2条第3項及び第3条第2項並びに第4条第2項に規定する「計画」には、輸送の安全性に関する事前評価を含むものとする。
- 4 第3条について
第3条第1項に規定する「安全を十分確認」とは、関係法令に基づき国が行う運搬に関する安全性の確認をいうものとする。
- 5 第5条について
 - (1) 第2項に規定する「連続自動測定器」とは、可能な限り検出限界が低く、かつ測定制度が高い機種をいうものとする。
 - (2) 第3項に規定する「丙又は関係機関が行う温排水状況調査の結果に基づき、設備、運転管理等の改善その他必要な措置を講じ、温排水の適正管理に努め」とは、丙自ら又は、甲、乙及び丙が認める試験研究機関が行う温排水状況調査研究の結果を総合的に勘案して、温排水の影響低減化に努めることをいうものとする。
- 6 第7条及び第14条について
第7条及び第14条に規定する「受託者」には、請負業者を含むものとする。
- 7 第8条について
 - (1) 第1項に規定する「計画」を定めるに当たっては、周辺地域住民の安全性の確保のほか、農林水産物の販売流通対策に十分配慮をするものとし、あらかじめ、甲が設置する伊方原子力発電所環境調査技術連絡会において検討のうえ、伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会の審議を経るものとする。
 - (2) 第2項の規定により丙が実施する測定、記録は、関係法令に基づいて行うところによるものとする。
 - (3) 第3項に規定する「必要な設備」とは、テレメータ装置によって伊方町役場に伝送し、表示盤によって確認できるものをいう。
 - (4) 前(3)にいうテレメータ装置等の内容、整備時期、場所等は甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。
 - (5) 第4項に規定する立会は、次に掲げる者のうちからそれぞれ、甲及び乙の指名する者が行うものとする。
 - ア 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員
 - イ 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
 - (6) 第4項の実施に当たっては、甲及び乙は、立会の日時、立会対象項目等について、丙に通知するものとする。
 - (7) 第4項に規定する立会のため、発電所に立ち入る者は、安全確保のため、丙の保安関係の規定に従うものとする。
 - (8) 第5項に規定する調査結果の公表に当たっては、伊方原子力発電所環境調査技術連絡会において検討のうえ、伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会の審議を経て、甲が公表するものとする。

8 第9条について

- (1) 「主要な施設を設置し、変更し、若しくは廃止」する場合とは、次に掲げるものとする。
 - ア 発電所の出力変更を伴う施設の設定、変更又は廃止
 - イ 放射性固体廃棄物貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備及び放射性固体廃棄物焼却設備の増設、変更又は廃止
 - ウ 冷却水取排水施設の変更
 - エ その他上記に準ずる施設の設定、変更又は廃止
- (2) 「当該施設の重要な運用の変更」とは、次に掲げるものとする。
 - ア 定期検査の終了日から、次の定期検査の開始日までの期間の変更
 - イ その他上記に準ずる重要な運用の変更

9 第10条について

- (1) 第1項に規定する「関係漁業協同組合」とは、次に掲げるものとする。
 - ア 八幡浜漁業協同組合町見支所
 - イ 八幡浜漁業協同組合有寿来支所
 - ウ 愛媛県漁業協同組合連合会
- (2) 第1項第1号に規定する「安全管理に関する規定」とは、次に掲げるものとする。
 - ア 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第43条の3の24に規定する保安規定
 - イ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第42条に規定する保安規程（伊方原子力発電所に係るものに限る。）
 - ウ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第21条に規定する放射線障害予防規程
- (3) 第3項に規定する報告事項の報告様式及び報告時期は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。この場合において、法令に定めのあるものについては、これに準ずるものとする。
- (4) 第1項第5号及び第3項第9号に規定する「その他甲及び乙が必要と認める事項」は、あらかじめ、甲及び乙が、丙と協議して文書で定めるものとする。
- (5) 第4項第2号に規定する異常事項とは、蒸気発生器細管の損傷、燃料のピンホール等をいう。
- (6) 第4項第3号に規定する「その他甲及び乙が必要と認める事項」とは、甲及び乙があらかじめ丙と協議して文書で定める事項とする。

10 第11条について

- (1) 甲、乙及び丙は、連絡を円滑にするため、あらかじめ、協議して連絡体制を定めるものとする。
- (2) 第2項第1号に規定する「法令」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）
 - イ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）
- (3) 第2項第2号に規定する「法令」とは、(2)に掲げるもののほか、次に掲げるものをいう。
労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- (4) 第2項第2号に規定する「特別の措置」とは、「電離放射線障害防止規則」（昭和47年9月30日労働省令第41号）第44条に規定する医師の診察又は処置をいう。
- (5) 第2項第8号に規定する「その他の災害」とは、台風、地震等の自然災害により、発電所の運営に支障を生じるような事態をいう。
- (6) 第2項第11号に規定する「その他異常事態が発生したとき」とは、同項第1号から第10号までに掲げるもののほか、通常運転時、定期検査時、核燃料の輸送中その他あらゆる場合において、正常状態以外のすべての事態が発生したときをいう。
ただし、核物質防護に係る異常事態については、発生後、脆弱性が解消されたときをいう。

11 第12条について

- (1) 第1項に規定する「甲及び乙」とは、甲及び乙が合同で行う場合のほか、甲又は乙がそれぞれ単独で行う場合も含むものとする。
- (2) 第1項の規定により発電所に立ち入る者については、7の(5)及び7の(7)の規定を、第2項の規定により立ち会う者については、7の(7)の規定を準用するものとする。

12 第13条について

第1項に規定する措置要求は、文書によるものとする。

13 第15条について

- (1) 第1項に規定する「発電所の設置、運転等に関連した風評等により明らかに農林水産物等の価格低下、営業上の損失等経済的損失」とは、原子力発電所が設置されていること、又は、運転されていること、そのことによって起こった間接被害をいい、生産過剰などによる価格の低下その他原子力発電所の設置、運転に関連しない損失は含まないものとする。
- (2) 第1項に規定する「処理」とは、損失の補償その他の措置をとることをいうものとする。
- (3) 第2項に規定する「措置を決定する」とは、実情調査の結果によって丙にとらせる損失の補償その他の措置を決定することをいうものとする。
- (4) 第2項に規定する「紛争処理の申し出」の方法、第3項に規定する「間接被害補償認定委員会」の組織等間接被害補償に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この確認書の成立を証するため、本確認書3通を作成し、甲、乙及び丙が各自記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

昭和51年 3月31日
 昭和60年 4月19日一部改定
 平成11年12月24日一部改定
 平成17年 4月 1日一部改定
 平成18年 9月21日一部改定
 平成25年 1月23日一部改定
 平成25年 8月 8日一部改定
 平成31年 2月 4日一部改定
 令和 元年 9月 1日一部改定
 令和 2年 4月 1日一部改定
 令和 3年 8月 4日一部改定

甲 愛 媛 県 知 事

乙 伊 方 町 町 長

丙 四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員

3 伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全のため、愛媛県及び八幡浜市、大洲市、西予市は平成24年9月に四国電力株式会社と「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」及び「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書の確認書」を締結しました。

覚書及び確認書は次のとおりです。

なお、覚書書及び確認書は、愛媛県原子力情報ホームページに公開しています。

(1) 八幡浜市

伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）及び八幡浜市（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）とは、八幡浜市の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため、伊方町（以下「立会人」という。）の立会いの下、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、甲及び立会人と丙との間で締結された「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「安全協定」という。）の規定の範囲内で、丙が設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全の確保及び環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全協定及び覚書の遵守)

第2条 丙は、発電所の運転及び保守に当たっては、安全協定によるほか、この覚書に定める事項を遵守し、八幡浜市の住民の安全の確保及び環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(原子力防災対策)

第3条 丙は、発電所の原子力防災体制の充実強化を図るとともに、乙が行う原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(事前協議)

第4条 甲は、丙から安全協定第9条の協議があった場合は、乙の意見を求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により意見を求められたときは、安全協定第9条の協議に係る計画について、丙に対し説明を求めることができる。

(事前連絡及び報告)

第5条 丙は、安全協定第10条第1項、第3項又は第4項の規定により甲及び立会人に連絡し、又は報告した事項について、乙に対しても、その都度、連絡し、又は報告するものとする。

(異常時における通報及び連絡)

第6条 丙は、安全協定第11条第2項の規定により甲及び立会人に通報し、又は連絡した事態については、乙に対しても、その都度、通報し、又は連絡するものとする。

(環境放射線等の調査又は測定への立会い)

第7条 甲は、安全協定第8条第4項の規定により丙が行う調査又は測定に立ち会うときは、あらかじめ乙に連絡するものとする。

2 乙は、前項の連絡を受けたときは、その職員を当該調査又は測定に同行させることができる。この場合において、乙は、その職員を同行させる旨を甲に連絡するものとする。

(環境放射線等の確認設備の設置)

第8条 丙は、安全協定第8条第1項及び第2項の規定による環境放射線モニター等の測定値を八幡浜市役所において確認することができるよう、必要な設備を設置し、及び維持するものとする。

2 前項の設備は、乙が使用し、及び管理するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第9条 乙は、発電所において何らかの異常が発生したと認めるときは、甲に対し、安全協定第12条の規定により資料の提出を求め、又は立入調査を実施することを要請することができる。

- 2 乙は、甲が前項の要請を受けて安全協定第12条の規定による立入調査を実施するときは、その職員を当該立入調査に同行させることができる。この場合において、乙は、その職員を同行させる旨を甲に連絡するものとする。

(措置要求に係る通知)

第10条 甲は、丙に対し安全協定第13条の規定による措置を講ずるよう求めたときは、速やかに、その内容を乙に通知するものとする。

- 2 丙は、前項の通知を受けて安全協定第13条の規定による措置を講じたときは、速やかに、その内容を乙に通知するものとする。

(損害賠償等)

第11条 丙は、発電所の設置、運転等に起因して安全協定第14条第1項に規定する損害又は安全協定第15条第1項に規定する間接被害が発生したときは、安全協定第14条又は第15条の規定により誠意をもって処理に当たるものとする。

(業務への協力)

第12条 丙は、この覚書に定めるもののほか、八幡浜市の住民の安全の確保及び環境の保全に関し乙が行う業務に積極的に協力するものとする。

(情報の管理)

第13条 乙は、核物質防護上の機密事項その他この覚書に定めるところにより取得した情報を適切に管理するものとする。

(協議)

第14条 この覚書の運用に当たっては、甲及び立会人と丙との間で締結された「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する確認書」(以下「確認書」という。)の例によるものとし、確認書に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、立会人の立会いの下、甲、乙及び丙が誠意をもって協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月5日

甲 愛媛県
知事

乙 八幡浜市
市長

丙 四国電力株式会社
取締役社長

立会人 伊方町
町長

伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書の確認書

愛媛県（以下「甲」という。）及び八幡浜市（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、甲及び乙と丙が締結した「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を円滑に運用するため、伊方町（以下「立会人」という。）の立会いの下、次の事項を確認する。

1 第3条及び第12条について

第3条及び第12条に規定する「積極的に協力する」とは、丙が、乙に対し、助言及び把握している情報の提供等を積極的に行うことをいい、財政の支援又は物品等の提供を行うことをいうものではない。

2 第4条について

第2項に規定する丙の乙に対する説明は、実務担当者間において行うものとする。

3 第7条及び第9条について

甲は、第7条第2項又は第9条第2項に規定する連絡を受けたときは、同行させる乙の職員を丙に通知するものとする。

4 第8条について

(1) 第2項に規定する「使用」には、同条第1項の設備の使用に必要な消耗品、電気料金等の費用負担を含むものとする。

(2) 丙は、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、同条第1項の設備の修繕等を行うものとする。

5 第13条について

乙は、取得した情報の管理に当たっては、安全協定及び関係規程の運用を阻害することがないように十分に配慮するとともに、安全協定等に基づく甲の指示及び法令等に基づく丙の要請に従うものとする。

この確認書の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月5日

甲 愛媛県
知事

乙 八幡浜市
市長

丙 四国電力株式会社
取締役社長

立会人 伊方町
町長

(2) 大洲市、西予市

伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）、大洲市（以下「乙」という。）及び西予市（以下「丙」という。）と四国電力株式会社（以下「丁」という。）とは、大洲市及び西予市の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため、伊方町（以下「立会人」という。）の立会いの下、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲及び立会人と丁との間で締結された「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「安全協定」という。）の規定の範囲内で、丁が設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全の確保及び環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

（安全協定及び覚書の遵守）

第2条 丁は、発電所の運転及び保守に当たっては、安全協定によるほか、この覚書に定める事項を遵守し、大洲市及び西予市の住民の安全の確保及び環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（原子力防災対策）

第3条 丁は、発電所の原子力防災体制の充実強化を図るとともに、乙及び丙が行う原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

（事前協議に係る計画の通知）

第4条 甲は、丁から安全協定第9条の協議があった場合は、乙及び丙に通知するものとする。

（事前連絡及び報告）

第5条 丁は、安全協定第10条第1項、第3項又は第4項の規定により甲及び立会人に連絡し、又は報告した事項について、乙及び丙に対しても、その都度、連絡し、又は報告するものとする。

（異常時における通報及び連絡）

第6条 丁は、安全協定第11条第2項の規定により甲及び立会人に通報し、又は連絡した事態については、乙及び丙に対しても、その都度、通報し、又は連絡するものとする。

（環境放射線等の確認設備の設置）

第7条 丁は、安全協定第8条第1項及び第2項の規定による環境放射線モニター等の測定値を大洲市役所及び西予市役所において確認することができるよう、必要な設備を設置し、及び維持するものとする。

2 前項の設備は、乙及び丙が使用し、及び管理するものとする。

（資料の提出及び立入調査）

第8条 乙及び丙は、発電所において何らかの異常が発生したと認めるときは、甲に対し、安全協定第12条の規定により資料の提出を求め、又は立入調査を実施することを要請することができる。

2 乙及び丙は、甲が前項の要請を受けて安全協定第12条の規定による立入調査を実施するときは、その職員を当該立入調査に同行させることができる。この場合において、乙及び丙は、その職員を同行させる旨を甲に連絡するものとする。

（措置要求に係る通知）

第9条 甲は、丁に対し安全協定第13条の規定による措置を講ずるよう求めたときは、速やかに、その内容を乙及び丙に通知するものとする。

2 丁は、前項の通知を受けて安全協定第13条の規定による措置を講じたときは、速やかに、その内容を乙及び丙に通知するものとする。

（損害賠償等）

第10条 丁は、発電所の設置、運転等に起因して安全協定第14条第1項に規定する損害又は安全協定第15条第1項に規定する間接被害が発生したときは、安全協定第14条又は第15条の規定により誠意をもって処理に当たるものとする。

(業務への協力)

第11条 丁は、この覚書に定めるもののほか、大洲市及び西予市の住民の安全の確保及び環境の保全に関し乙及び丙が行う業務に積極的に協力するものとする。

(情報の管理)

第12条 乙及び丙は、核物質防護上の機密事項その他この覚書に定めるところにより取得した情報を適切に管理するものとする。

(協議)

第13条 この覚書の運用に当たっては、甲及び立会人と丁との間で締結された「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する確認書」(以下「確認書」という。)の例によるものとし、確認書に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの覚書に関し疑義を生じたときは、立会人の立会いの下、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月5日

甲 愛媛県
知事

乙 大洲市
市長

丙 西予市
市長

丁 四国電力株式会社
取締役社長

立会人 伊方町
町長

伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書の確認書

愛媛県（以下「甲」という。）、大洲市（以下「乙」という。）及び西予市（以下「丙」という。）と四国電力株式会社（以下「丁」という。）は、甲、乙及び丙と丁との間で締結した「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を円滑に運用するため、伊方町（以下「立会人」という。）の立会いの下、次の事項を確認する。

- 1 第3条及び第11条について
第3条及び第11条に規定する「積極的に協力する」とは、丁が、乙及び丙に対し、助言及び把握している情報の提供等を積極的に行うことをいい、財政の支援又は物品等の提供を行うことをいうものではない。
- 2 第7条について
(1) 第2項に規定する「使用」には、同条第1項の設備の使用に必要な消耗品、電気料金等の費用負担を含むものとする。
(2) 丁は、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、同条第1項の設備の修繕等を行うものとする。
- 3 第8条について
甲は、第2項に規定する連絡を受けたときは、同行させる乙及び丙の職員を丁に通知するものとする。
- 4 第12条について
乙及び丙は、取得した情報の管理に当たっては、安全協定及び関係規程の運用を阻害することがないように十分に配慮するとともに、安全協定等に基づく甲の指示及び法令等に基づく丁の要請に従うものとする。

この確認書の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月5日

甲 愛 媛 県
知 事

乙 大 洲 市
市 長

丙 西 予 市
市 長

丁 四国電力株式会社
取締役社長

立会人 伊 方 町
町 長

4 伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。

- (1) 環境監視の方法（緊急時に係るものを含む。）
- (2) 環境放射線等の調査測定結果
- (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況
- (4) 発電所の主要な施設の設置、変更等に係る安全対策
- (5) 発電所の保守及び運転に係る安全対策
- (6) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、委員31人以内をもって組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第7条 委員会に、次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、これらの専門部会の所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

環境専門部会	第2条第1号、第2号、第3号（放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。）及び第6号の任務に関する技術的事項
原子力安全専門部会	第2条第3号（放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(部会長)

第8条 専門部会に部会長1人を置く。

- 2 部会長の選任は、専門部会を構成する委員の互選による。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を掌理する。

- 4 部会長に事故があるときは、専門部会を構成する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告するものとする。

(会 議)

第9条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、会長の指示により部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務の処理)

第10条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

5 伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領

愛媛県では、伊方原子力発電所のトラブルを適時・的確に情報公開するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会等で審議のうえ、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」を策定し、平成13年4月から運用を開始しています。

公表要領は、次のとおりです。

伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書(昭和51年3月31日締結。以下「協定書」)の規定に基づき四国電力(株)から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所(以下「発電所」という。)に係る異常(正常状態以外のすべての事態)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 県は、四国電力(株)から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力(株)から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力(株)から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ(様式第1号) ②四国電力(株)からの通報連絡 ③添付書類(異常の内容に応じて添付) ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果	①お知らせ(様式第2号) ②四国電力(株)からの報告

(公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載(発電所の配置図は除く。)
- (3) 閲覧(県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター)(発電所の配置図は除く。)

(公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

- 附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年9月9日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成23年6月16日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成24年9月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年7月7日から施行する。
附 則 この要領は、平成29年10月30日から施行する。
附 則 この要領は、平成30年5月23日から施行する。
附 則 この要領は、令和元年6月18日から施行する。
附 則 この要領は、令和2年10月16日から施行する。
附 則 この要領は、令和3年1月7日から施行する。
附 則 この要領は、令和3年8月4日から施行する。
附 則 この要領は、令和3年10月5日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

種類	区分	内 容	公 表 時 期 [※]	
			報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき(周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)
核物質防護に係るもの	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに

※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。

- ・ 特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合
- ・ 特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合 等

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

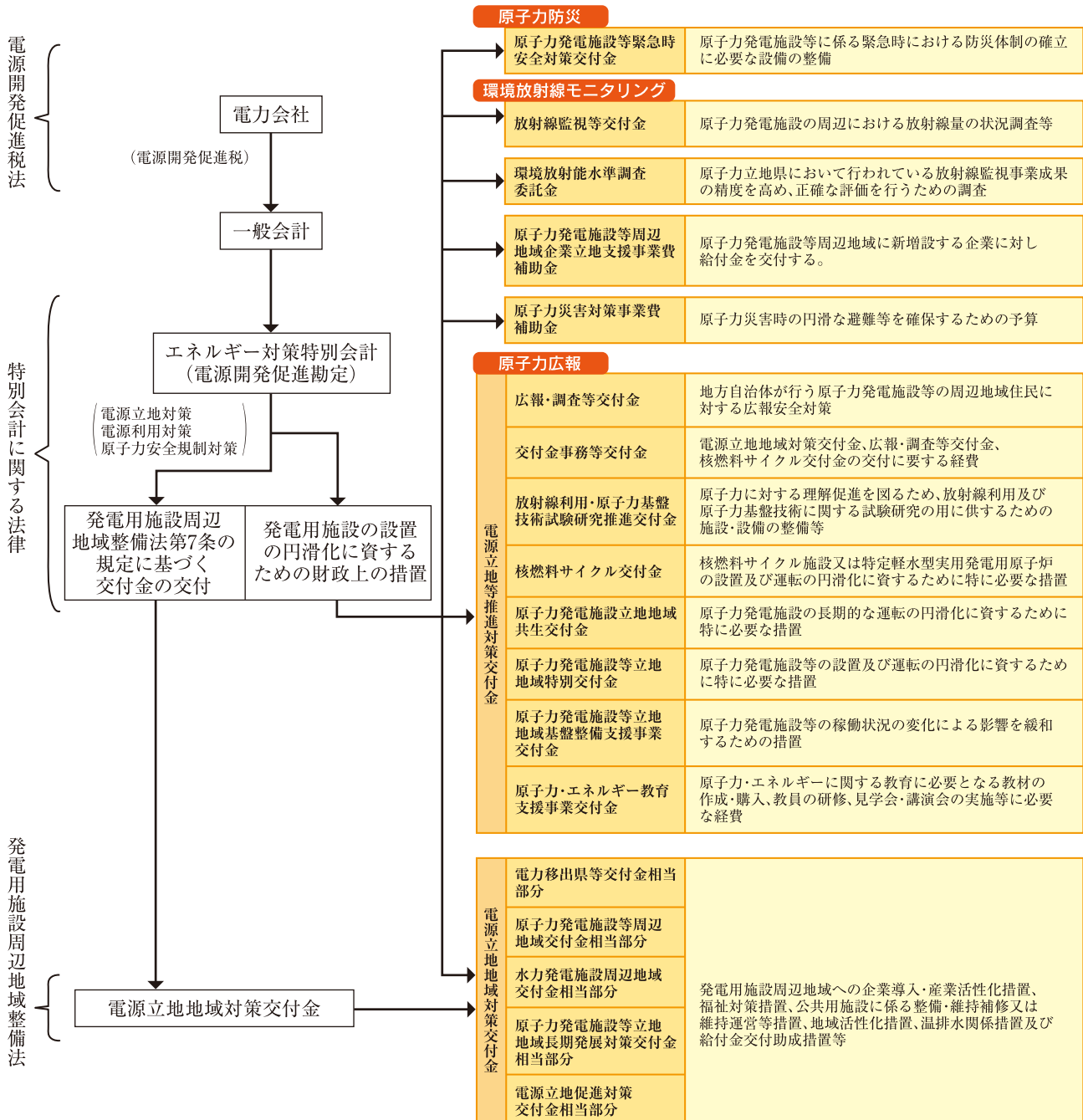
ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

6 電源三法交付金制度

電源三法は、三つの法律で構成されています。

- 電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）
- 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
- 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）

電源三法交付金制度の概要



<原子力安全対策課所管交付金>

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（7章 原子力防災対策）
- 放射線監視等交付金（3章 環境放射線モニタリング）
- 広報・調査等交付金（8章 原子力安全行政に係る広報）

愛媛県の原子力安全行政

発行 令和4年3月
発行者 愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
Tel 089-912-2352 Fax 089-931-0888
ホームページ [愛媛県原子力情報](#) [検索](#)
Eメール genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp